

1． 特別支援教育を担う教師の専門性（現状）	1
2． 「令和の日本型学校教育」関係	27
3． 教師に求められる資質能力について	35
4． 教員免許の在り方	41
5． 教員養成大学・学部、大学院	57
6． その他（関連データ、特別支援教育関連資料等） ...	68

1 . 特別支援教育を担う教師の専門性 (現状)

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①

開始年度	養成	採用（特別免許状等）	研修（更新制含む）
平成元年	普通免許状を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種に類型化	条件付採用期間の特例を創設（公立学校教諭等：6か月→1年） 特別免許状及び特別非常勤講師制度の創設	初任者研修の創設
	二種免許状を有する教員について一種免許状取得を努力義務化		
	免許状取得に当たって修得が必要な単位数の引き上げ （例）小学校教諭一種免許状：48単位→59単位		
平成10年	小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験義務付け（7日間）	特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長（3～10年→5～10年）	
	教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とするため、「教科又は教職に関する科目」の新設		
	教職に関する科目の充実 （例）中学校一種免許状：19単位 → 31単位	特別非常勤講師制度を許可制から届出制に変更	
平成12年	現職教員が専修免許状を取得する際に修得が必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止	特別免許状所持者が、勤務経験により普通免許状を取得できる制度を創設	
	高等学校教諭の免許状に定められる教科について、情報・福祉等を新設		
平成13年			独立行政法人教員研修センターが発足
			大学院修学休業制度の創設
平成14年	他校種免許状による専科担任制度の拡充	特別免許状について、学士要件及び有効期限の撤廃といった制度改善を実施	
	他の学校種での勤務経験及び大学における所定の単位修得により、新たに隣接する学校種の免許状を取得できる制度の創設		
	公立学校の教員について懲戒免職処分を受けたことにより免許状が失効することとする等により免許状の失効等に係る措置を強化		
平成15年			十年経験者研修の創設
平成16年	栄養教諭の免許状を創設		
平成17年	教員分野に係る大学等の設置・収容定員増に関する抑制方針の撤廃		

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷②

開始年度	養成	採用（特別免許状等）	研修（更新制含む）
平成18年	特別支援学校教諭の免許状を創設		
平成20年	「総合演習」を廃止し、教職課程において教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目として「教職実践演習」を導入		指導改善研修の創設
	免許状の失効等に係る措置の強化（分限免職処分を受けた者は免許状失効等）		
	教職大学院の創設		
平成21年			教員免許更新制の創設
平成28年	教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化		教員免許更新制の必修領域の精選（12時間→6時間）及び選択必修領域の導入（0時間→6時間）
			地方公務員の人事評価制度の導入（以前は勤務評定制度）
平成29年	ICTを活用した指導法や特別支援教育、小学校の外国語等の新たな教育課題に対応した内容を必修化 全国すべての教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示した「教職課程コアカリキュラム」を作成		十年経験者研修の廃止、中堅教諭等資質向上研修の創設
			校長及び教員の資質の向上に関する指標・教員研修計画の策定
			義務標準法改正により、初任者研修に係る教員加配数を段階的に基礎定数化
			独立行政法人教員研修センターを機能強化し、新たに独立行政法人教職員支援機構が発足
平成31年	新たな教職課程が開始		

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

【教職課程】 大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		一種・専修免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
	計			26	16

【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	一種免許状	二種免許状	専修免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教諭としての勤務年数	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む	3年
必要習得単位数	6	6	15

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

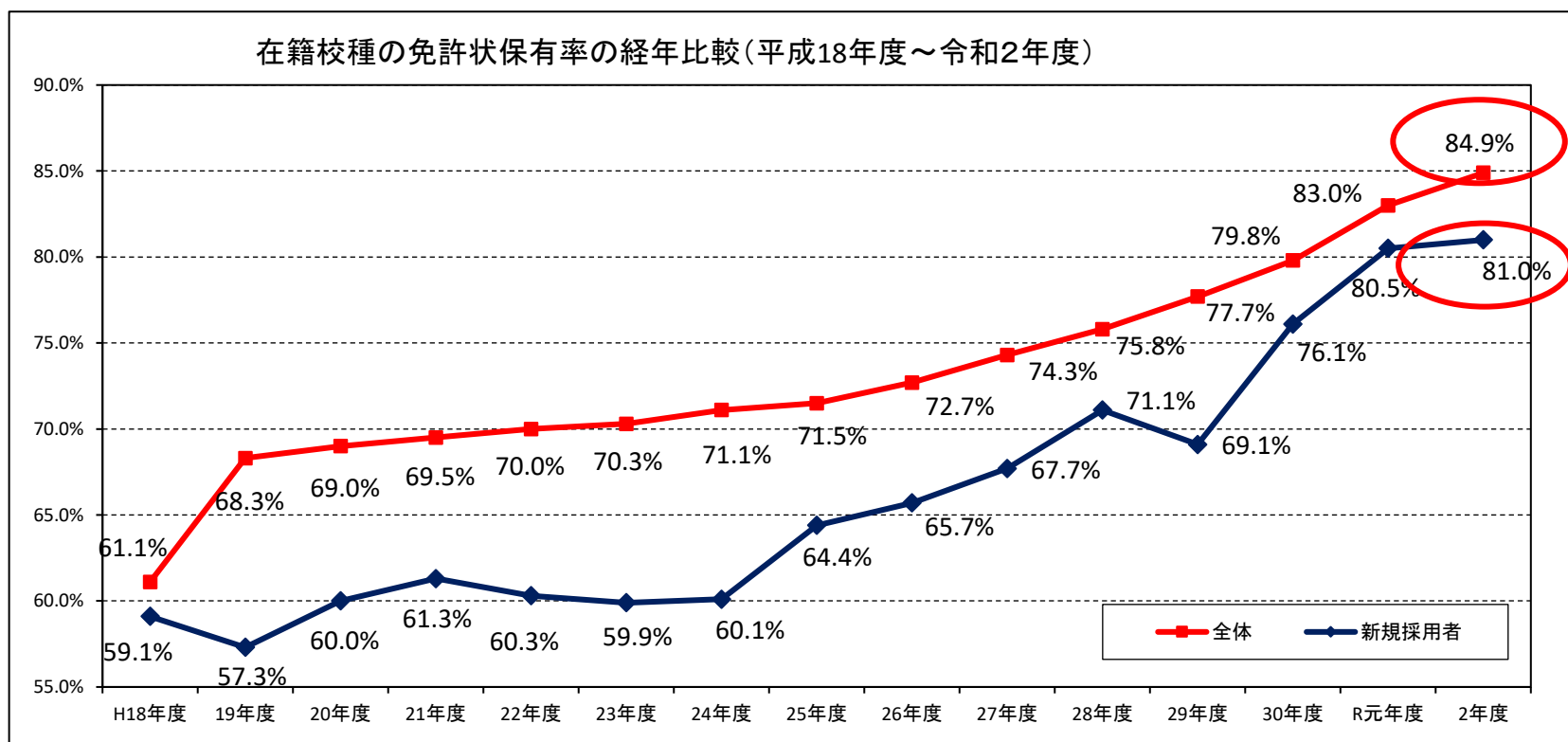
特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率: 84.9% (令和2年度) ⇒ **本来保有すべきもの**

※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

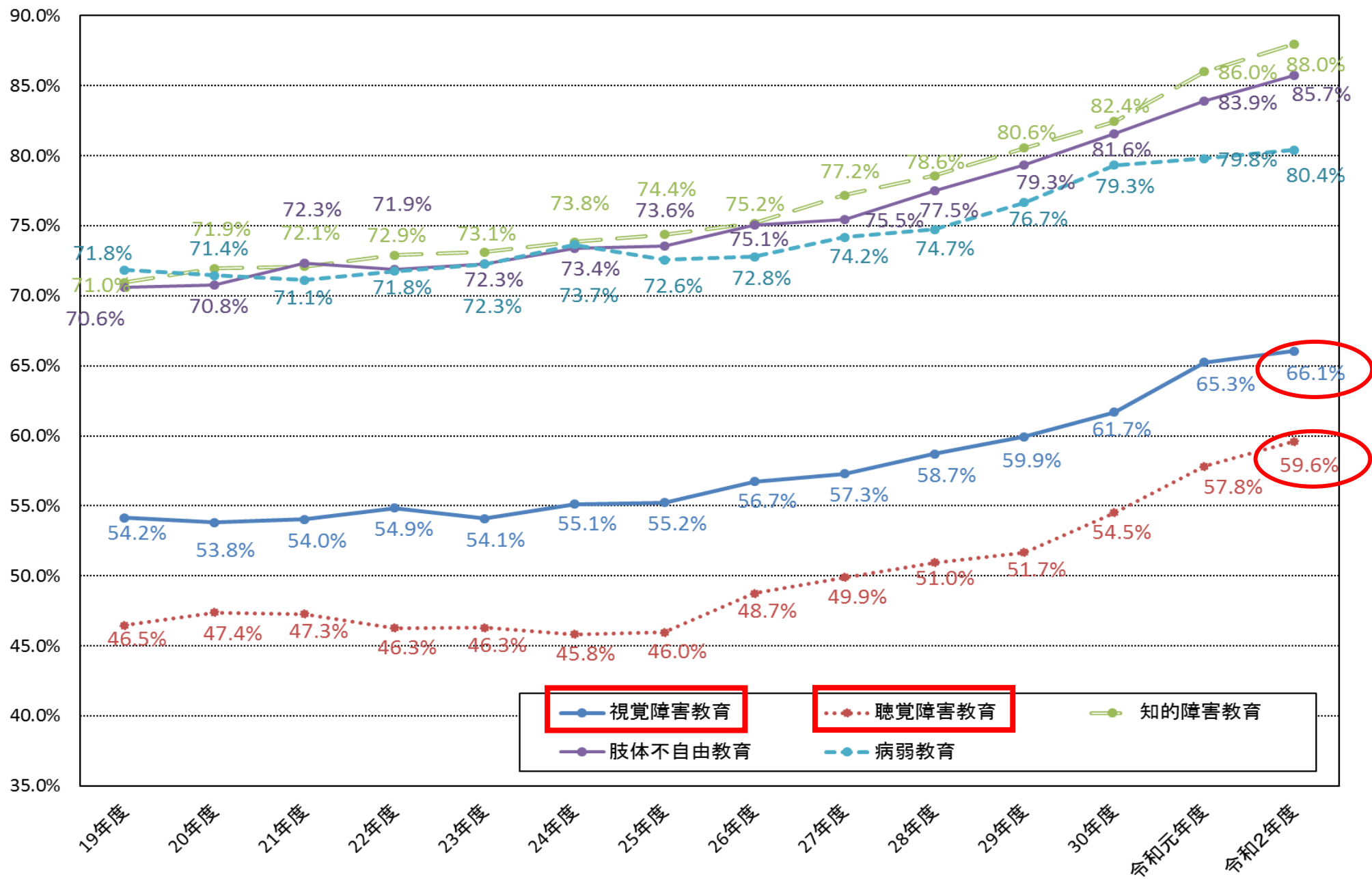


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

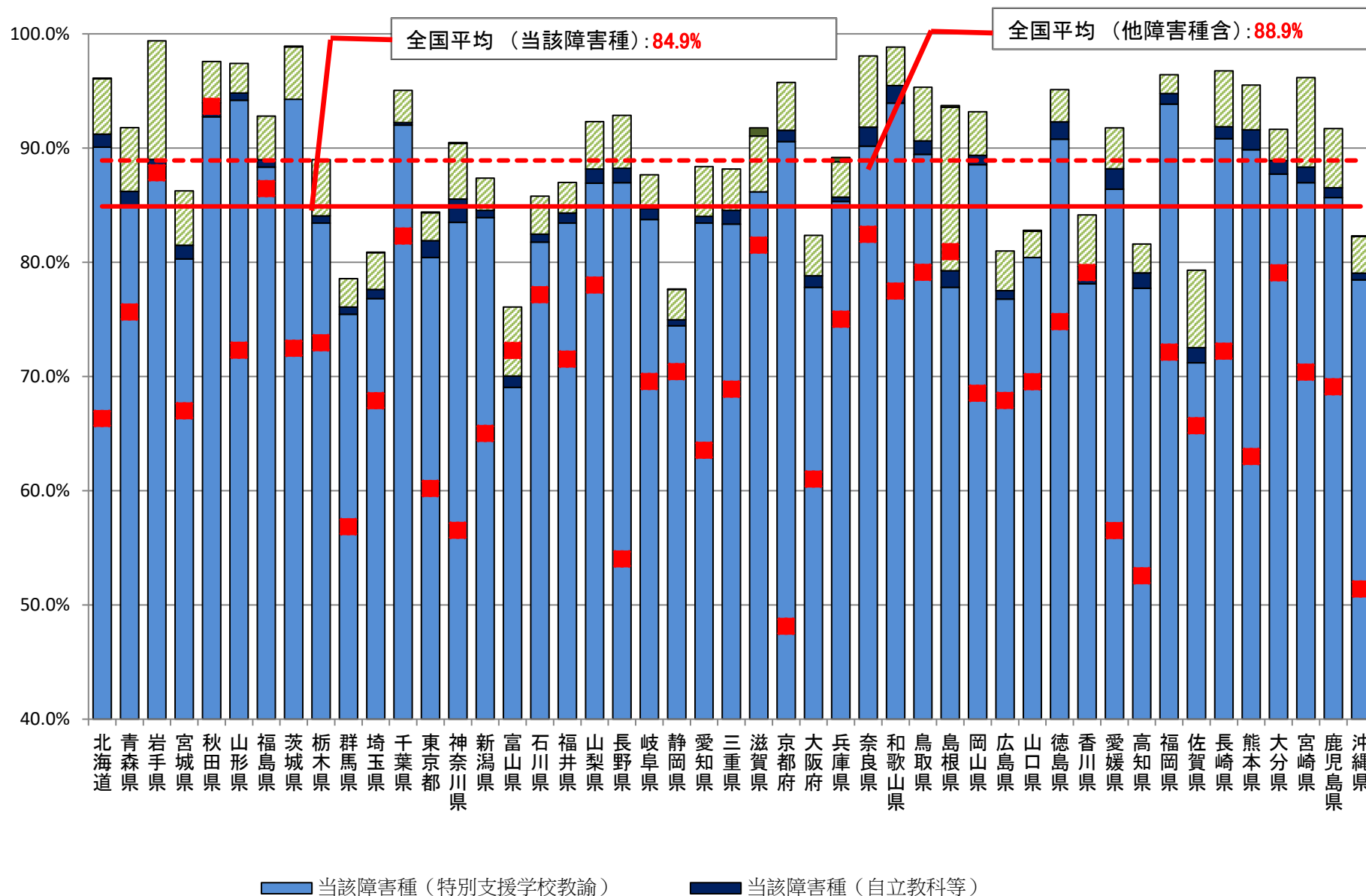
※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.2%**

在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



特別支援学校教諭免許状の保有状況について

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「■」は、平成19年度における
当該障害種の免許状保有率

教育職員免許法附則第 1 5 項に関する過去の提言①

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抄）

（平成27年12月21日中央教育審議会）

このため、**教育職員免許法附則第 1 6 項**(※現在の第 1 5 項)**の廃止も見据え、平成 3 2 年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し**、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

（略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の 2 倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

教育職員免許法附則第 15 項に関する過去の提言②

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す， 個別最適な学びと， 協働的な学びの実現～（答申）

（令和3年1月26日中央教育審議会）

- 特別支援学校の教員の専門性を保障する観点から 特別支援学校教諭免許状の保有率を高めることは重要な課題である。特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持を当面猶予する教育職員免許法**附則第 15 項の規定については，現下の免許状の保有率や人事交流への影響等に鑑み，直ちに廃止することは困難であるが，引き続き，同法附則第 15 項の廃止を見据え 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要**である。
- このため，国においては，特別支援学校教諭免許状の取得に向けた個々の教員の単位修得状況を 教育委員会において把握する優れた取組事例を収集し各教育委員会へ情報提供するとともに，免許状保有率の低い地方公共団体との意見交換により取得促進への取組を促すことが必要である。さらに，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育を継続的に実施することに加え，免許法認定通信教育の実施主体の拡大について検討する必要がある。

教育職員免許法附則第15項に関する過去の提言③

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（抄）（令和3年1月）

（免許法附則第15項について）

- 特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持を当面猶予する教育職員免許法**附則第15項の規定については、現下の免許状の保有率や人事交流への影響等に鑑み、現状では直ちに廃止することは困難な状況であるが、引き続き、同法附則第15項の廃止を見据え、概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要**である。
- このため、国においては、特別支援学校教諭免許状の取得に向けた個々の教員の単位修得状況を教育委員会において把握する優れた取組事例を収集し、各教育委員会へ情報提供するとともに、免許状保有率の低い自治体との意見交換により取得促進への取組を促すことが必要である。
- 加えて、国による免許状保有率の把握等が、人事交流等の教員の資質向上に向けた取組を阻害しないよう、人事交流で特別支援学校に異動する教員については、異動に当たり、例えば、あらかじめ人事交流期間中の特別支援学校教諭免許の取得や当該職員の専門性の活用に係る計画（人事交流人材活用計画（仮称））の作成を求め、計画作成対象教員については別途算定することが考えられる。
- さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育を継続的に実施することに加え、免許法認定通信教育の実施主体の拡大について検討する必要がある。

免許法認定講習等について

1. 制度の趣旨

現職の教員（一定の免許状及び教職経験を有する者）が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合、文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）、大学の公開講座（免許法認定公開講座）、通信教育（免許法認定通信教育）において修得した単位を、教育職員免許状授与要件となる大学において修得を必要とする単位に替えることができるものである。

2. 根拠法令

教育職員免許法別表第3備考第6号 教育職員免許法施行規則第34～50条

3. 制度の経緯

昭和24年：制度創設

※ 講習及び通信教育

昭和60年：開設者に国立特殊教育総合研究所を追加。

※ 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭免許取得のための免許法認定講習として適当な内容を備えているものがあると認められたため。

昭和63年：開設者に指定都市教育委員会を追加。また、認定の対象となりうる講習等に大学の公開講座を追加。

※ 免許法改正により、短大卒業程度の二種免許状所有教員に一種免許状取得の努力義務が課されたことによる。

平成22年：開設者に中核市教育委員会を追加。

※ 研修の実施者及び免許状更新講習の開設者が中核市まで拡大されており、教員の資質向上のための研修を行うための十分な能力を有していると考えられたため。

平成28年：免許法認定通信教育の開設者に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所を追加。

※ 通信教育によって永続的に適切な研修を実施できる体制が整備されたと認められたため。

4. 概要

（1）開設者

免許法認定講習

- ① 大学（開設する講習の課程に相当する課程を有するもの）
- ② 都道府県・指定都市・中核市教育委員会
- ③ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

免許法認定公開講座

- ① 大学（開設する公開講座の課程に相当する課程を有するもの）

免許法認定通信教育

- ① 大学（開設する通信教育の課程に相当する課程を有するもの）
- ② 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

免許法認定講習等について

4. 概要

(2)実績

免許法認定講習・公開講座実施状況の推移(通学)

令和3年10月時点

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目		
平成24年度	51	40	91	858	137	281	396	38	8	41,233	41,181
平成25年度	51	39	90	841	121	276	401	32	12	42,169	42,863
平成26年度	52	39	91	792	114	235	401	33	11	41,427	41,896
平成27年度	51	41	92	832	130	255	414	40	8	41,885	41,819
平成28年度	51	56	106	994	245	282	436	29	8	45,754	46,435
平成29年度	53	63	116	1,129	327	304	466	27	5	52,988	53,908
平成30年度	53	62	115	1,142	334	299	483	30	10	55,402	56,579
平成31年度	54	51	105	1,041	231	303	481	22	4	48,897	50,177

免許法認定通信教育実施状況の推移(通信)

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目		
平成24年度		2	2	385	318	49	4	16	0	496,672	600,642
平成25年度		2	2	380	317	47	4	18	0	436,047	590,711
平成26年度		4	4	309	260	36	11	17	0	421,533	511,899
平成27年度		8	8	369	278	65	25	17	0	417,193	516,135
平成28年度		7	7	347	265	59	19	19	0	397,447	499,631
平成29年度		8	8	381	273	62	27	19	0	397,724	495,852
平成30年度		8	8	397	278	64	35	20	0	373,998	461,318
平成31年度		8	8	401	276	68	35	22	0	360,323	450,096

※1 : 受講者数については延べ人数。

2 : 「教科に関する科目」と「養護に関する科目」の複数の認定を受けている科目が存在するため、科目数と各科目数の合計とは一致しない。

3 : 「教科又は教職に関する科目」は「教職に関する科目」の科目数に含めている。

4 : 「自立教科に関する科目」は「特別支援教育に関する科目」の科目数に含めている。

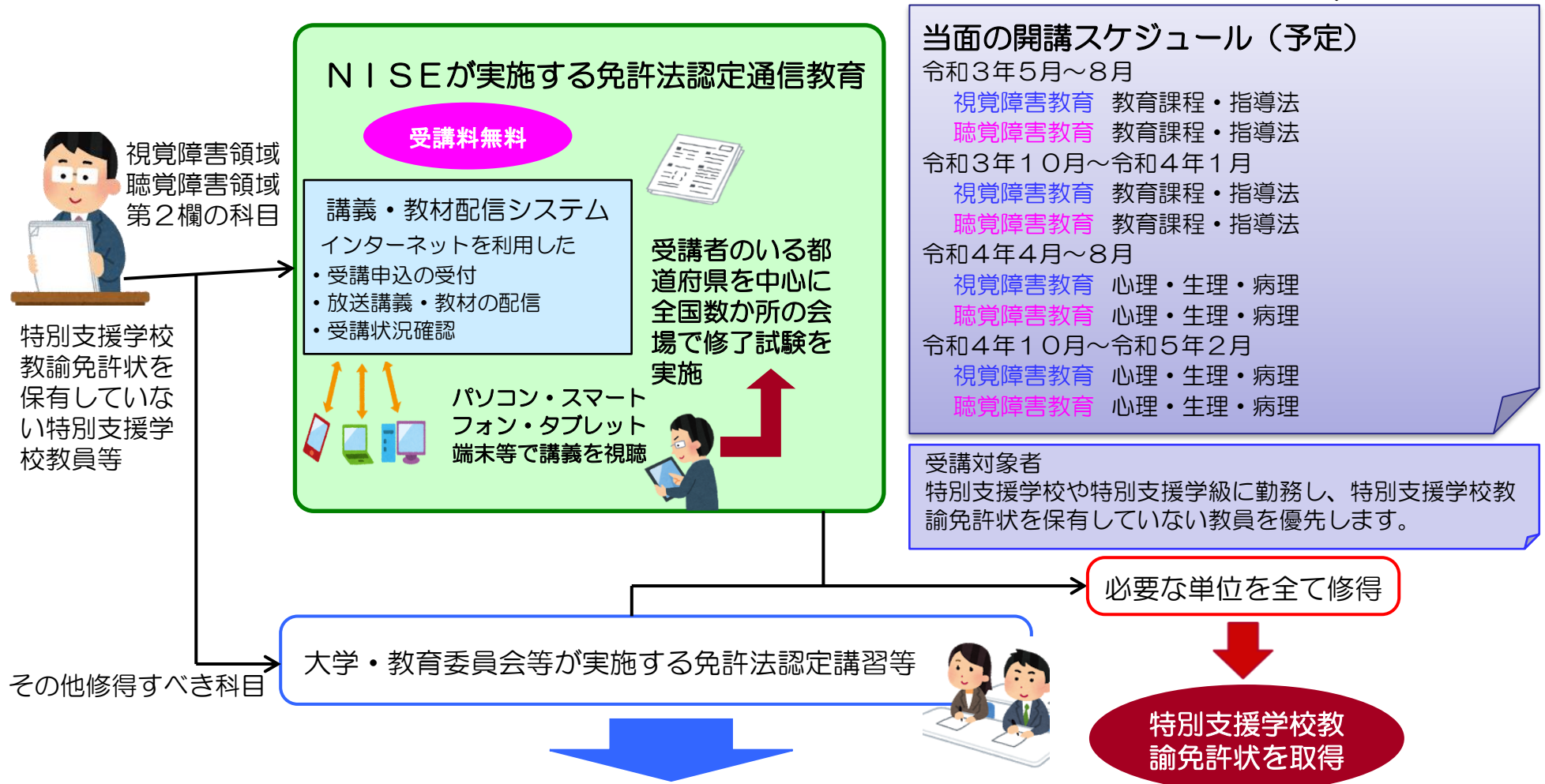
免許法認定通信教育開設者のうち放送大学について、正規課程の授業科目を免許法認定通信教育として認定しているため、受講者数及び授与単位数には、免許取得に必要な単位として使用しないものを含む。また、当該年度に開設していない科目の単位を再試験により取得した場合は、単位を取得した年度に受講者数及び授与単位数を計上している。

6 : 平成28年度の公表データに誤りがあったため、平成29年度公表時に修正をしている。



免許法認定通信教育

平成28年10月～



特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率向上に寄与



免許法認定通信教育及び免許法認定講習の取組について

1. 免許法認定通信教育

【概要】

本研究所では、免許状保有率が低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域について、教育職員免許法施行規則第7条表第二欄に掲げる科目の単位を取得できるよう、免許法認定通信教育を実施し、特別支援教育に携わる教員の免許状取得促進を支援している。実施に当たっては、受講者の利便性を考慮し、パソコン・タブレット端末・スマートフォンにより利用を可能とし、職場・自宅・通勤時など様々な場所で講義コンテンツを視聴できるようにしている。

単位認定試験を行い、合格者に単位を授与している。令和3年3月までに、延べ5,235名が単位を取得している。

【単位利用目的】

- ・特別支援学校教諭免許状の取得
- ・新たな特別支援教育領域の追加

【対象】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教員で、普通免許状を有している者

【開始時期】

平成28年10月から

【開設科目】

- ①視覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）
- ②視覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）
- ③聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）
- ④聴覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）

（参考）教育職員免許法施行規則に定める科目区分

【第一欄】 特別支援教育の基礎理論に関する科目

【第二欄】 特別支援教育領域に関する科目

（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目）

（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目）

【第三欄】 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の科目

（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目）

（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目）

免許法認定通信教育及び免許法認定講習の取組について

2. 免許法認定講習

【概要】

本研究所で実施している特別支援教育専門研修の受講者のうち、希望する者に対して、教育職員免許法施行規則第7条表第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる科目の一部又は全部の単位を取得できる免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭免許状の取得等に必要な単位を授与している。

【単位利用目的】

・特別支援学校教諭免許状の取得 ・新たな特別支援教育領域の追加

【対象】

特別支援教育専門研修受講者のうち希望する者

【開始時期】

昭和60年4月から

【開設科目】

- ①特別支援教育専門研修（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース）で取得できる単位
 - （第一欄）特別支援教育原理Ⅰ 1単位
 - （第二欄）視覚障害児の心理、生理及び病理 2単位 / 視覚障害児指導法 2単位
 - （第二欄）聴覚障害児の心理、生理及び病理 2単位 / 聴覚障害児指導法 2単位
 - （第二欄）肢体不自由児の心理、生理及び病理 1単位 / 肢体不自由児指導法 2単位
 - （第二欄）病弱児の心理、生理及び病理 1単位 / 病弱児指導法 2単位
 - （第三欄）重複障害・LD等教育総論Ⅰ 2単位
- ②特別支援教育専門研修（知的障害教育コース）で取得できる単位
 - （第一欄）特別支援教育原理Ⅲ 1単位
 - （第二欄）知的障害児の心理、生理及び病理 1単位 / 知的障害児指導法 2単位
 - （第三欄）重複障害・LD等教育総論Ⅲ 2単位
- ③特別支援教育専門研修（発達障害・情緒障害・言語障害教育コース）で取得できる単位
 - （第一欄）特別支援教育原理Ⅱ 1単位
 - （第三欄）重複障害・LD等教育総論Ⅱ 2単位

インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、**インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング**を行っています。いつでもどこでも特別支援教育について無料で学ぶことができます。

●150以上の講義コンテンツが視聴できます

以下の講義コンテンツの分類からお選びいただけます

- ① 特別支援教育全般
- ② 障害種別の専門性
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導

●見やすい映像講義になるよう配慮しています



スライド及びテキストの内容はPDF形式でダウンロードできる。

映像講義のイメージ

●研修プログラムを選択して視聴することもできます

受講者のニーズに合わせた以下の10種類の研修プログラムをご用意しています。それぞれの研修プログラムのタイトルに合った講義コンテンツが5～10程度セレクトされています。

No	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	高等学校段階における特別支援教育
9	幼児期における特別支援教育
10	全ての教職員を対象に: 本人・保護者に寄り添った指導・支援のために

団体登録をすると研修プログラムを自ら作成できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。

NISE 学びラボ の視聴方法

URL : http://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

NISE 学びラボ



1. ログイン画面

付与されたIDとパスワードでログインします。
初めての方は、画面右「利用申請」から利用申請を行ってください。



団体申込みも可能です。
詳細は a-manabilabo@nise.go.jp まで

2. コンテンツの選択

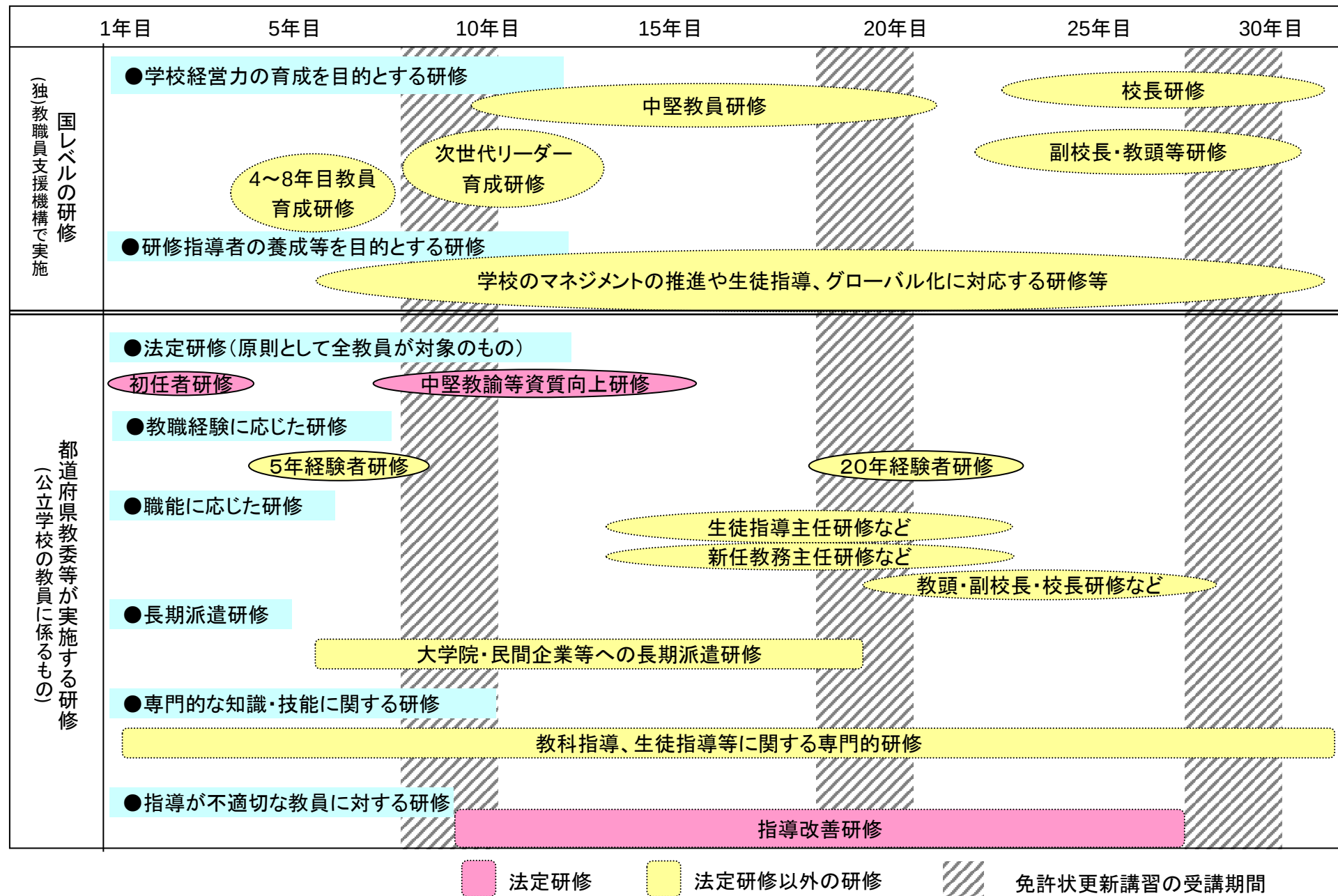
コンテンツ一覧から視聴したい講義のコンテンツを選択します。



ログイン後のホーム画面です。
「コンテンツ一覧」のボタンを押します。

150以上の講義コンテンツが、「分類」→「コース」→「コンテンツ」という階層で整理されています。それぞれの階層リストから興味のある内容を選び、視聴したいコンテンツを選択します。

教員研修の実施体系



1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者 : 任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 実施者が定める

＜文部科学省が教育委員会に示した目安＞

I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数：年間25日間以上

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

○研修対象者数

小学校：16,586人 中学校：8,048人
高等学校：4,289人 特別支援学校：2,982人 計31,905人

○初任者 1 人にかかる 1 週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.5時間	7.5時間	7.7時間	7.8時間

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者 1 人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
16.9日	16.9日	17.3日	17.0日

出典：文部科学省 初任者研修実施状況（令和元年度）調査結果

※調査対象：125都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的

教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る

2. 対象者

公立の小学校等の教諭等（指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定）

※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標

※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画

3. 実施者

任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）

※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う

※幼稚園については、任命権者（ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会）

4. 根拠法 教育公務員特例法第24条（平成29年度から実施）

5. 研修内容 任命権者が定める

＜十年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修の前身）について文部科学省が教育委員会に示した目安＞

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない

I. 長期休業期間等の研修

日 数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所：教育センター等

講 師：ベテラン教員、指導主事

内 容：教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 授業期間の研修

日 数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所：主として学校内

指導助言：校長、教頭、教務主任等

内 容：授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況

○研修対象者数

小学校：14,207人 中学校：8,065人
高等学校：4,739人 特別支援学校：2,667人
幼稚園：583人 幼保連携型認定こども園：318人 計30,579人

○研修の年間実施日数（平均）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
21.5日	21.5日	21.3日	20.6日	13.3日	12.4日

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

出典：文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況（令和元年度）調査結果

※調査対象：125都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

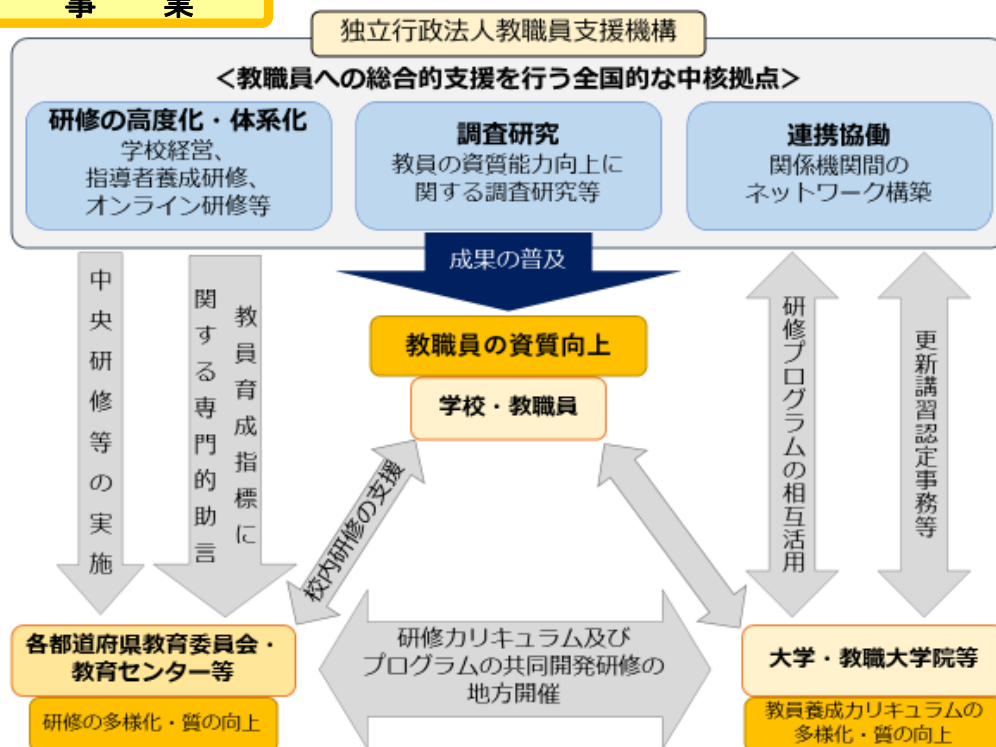
設立経緯

平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身とし、平成28年11月に独立行政法人教員研修センター法（平成12年法律第88号）等が一部改正されたことを受け、平成29年4月1日より新たに発足。

目的

全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点として、研修の実施のみならず、各都道府県教育委員会や教育センター及び大学・教職大学院等と連携・協力体制を構築し、研修の高度化・体系化の促進を図るとともに、教員の資質能力の向上に関する調査研究とその成果の普及その他の支援を行うことにより、教職員の資質の向上を図ることを目的。

事業



教職員支援機構研修一覧

1. 学校経営力の育成を目的とする研修
 - ・教職員等中央研修（校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、次世代リーダー育成研修、4～8年目教員育成研修、事務職員研修）
2. 学校経営に関する基盤強化を目的とする研修
 - ①学校のマネジメントを推進する基盤研修
 - ・学校組織マネジメント研修
 - ・カリキュラム・マネジメント開発研修
 - ②生徒指導及び教育相談を推進する基盤研修
 - ・生徒指導基幹研修
 - ・教育相談基幹研修
 - ・いじめの問題理解基幹研修
 - ③児童生徒の統合的な発達を促進する基盤研修
 - ・幼児教育専門研修
 - ・道徳教育推進研修
 - ・人権教育推進研修
3. 研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
 - ④児童生徒の安全・健康を促進する指導者養成研修
 - ・体力向上マネジメント指導者養成研修
 - ・健康教育指導者養成研修
 - ・食育指導者養成研修
 - ・学校安全指導者養成研修
 - ⑤学校のグローバル化を促進する指導者養成研修
 - ・外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修
 - ・小学校における外国語教育指導者養成研修
 - ⑥現代の教育課題に対応する指導者養成研修
 - ・学校教育の情報化指導者養成研修
 - ・キャリア教育指導者養成研修
4. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
 - ・外国語指導助手の招聘に関する事業
 - ・英語教育海外派遣事業
 - ・産業・情報技術等指導者養成事業
 - ・産業教育実習助手資質向上事業
 - ・産業・理科教育教員派遣事業

通常学級の教員の専門性の向上 教員養成課程における対応



文部科学省

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 教職課程コアカリキュラムの作成

- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～ 新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修

通常学級の教員の専門性の向上 教員養成課程における対応



教職課程コアカリキュラム（H29）…教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

抜粋

全体目標	通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の 学習上又は生活上の困難を理解 し、個別の教育的ニーズに対して、 他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解 する。
------	---

（１）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の 障害の特性及び心身の発達を理解 する。
到達目標	1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 3) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

（２）特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法 （略）

（３）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援 （略）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（特別支援教育部分）



4. 新時代の特別支援教育の在り方について

【基本的な考え方】

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

【特別支援教育を担う教師の専門性向上】

① 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
- 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
- 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施

② 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 個別の指導計画等の作成指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
- OJT やオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用

③ 特別支援学校の教師に求められる専門性

- 幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
- 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学校の教師）

【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（抜粋）】

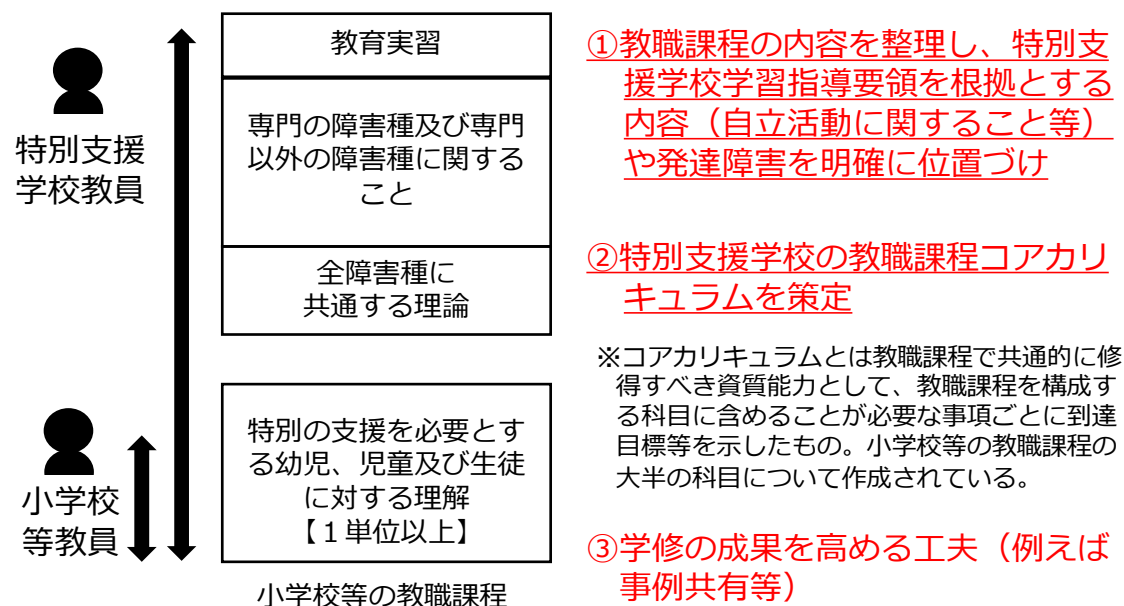
（3）特別支援教育を担う教師の専門性向上

③特別支援学校の教師に求められる専門性

（略）

○さらに 広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、養成段階では現在の総単位数の中で、**特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討**することが必要である。あわせて、**特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定**することが必要である。

特別支援学校の教職課程【26単位】



①教職課程の内容を整理し、特別支援学校学習指導要領を根拠とする内容（自立活動に関すること等）や発達障害を明確に位置づけ

②特別支援学校の教職課程コアカリキュラムを策定

※コアカリキュラムとは教職課程で共通的に修得すべき資質能力として、教職課程を構成する科目に含めることが必要な事項ごとに到達目標等を示したもの。小学校等の教職課程の大半の科目について作成されている。

③学修の成果を高める工夫（例えば事例共有等）

【参考】

小学校等の教職課程コアカリキュラム（抄）

事項：特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

到達目標：

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学級、通級による指導の担当教師）

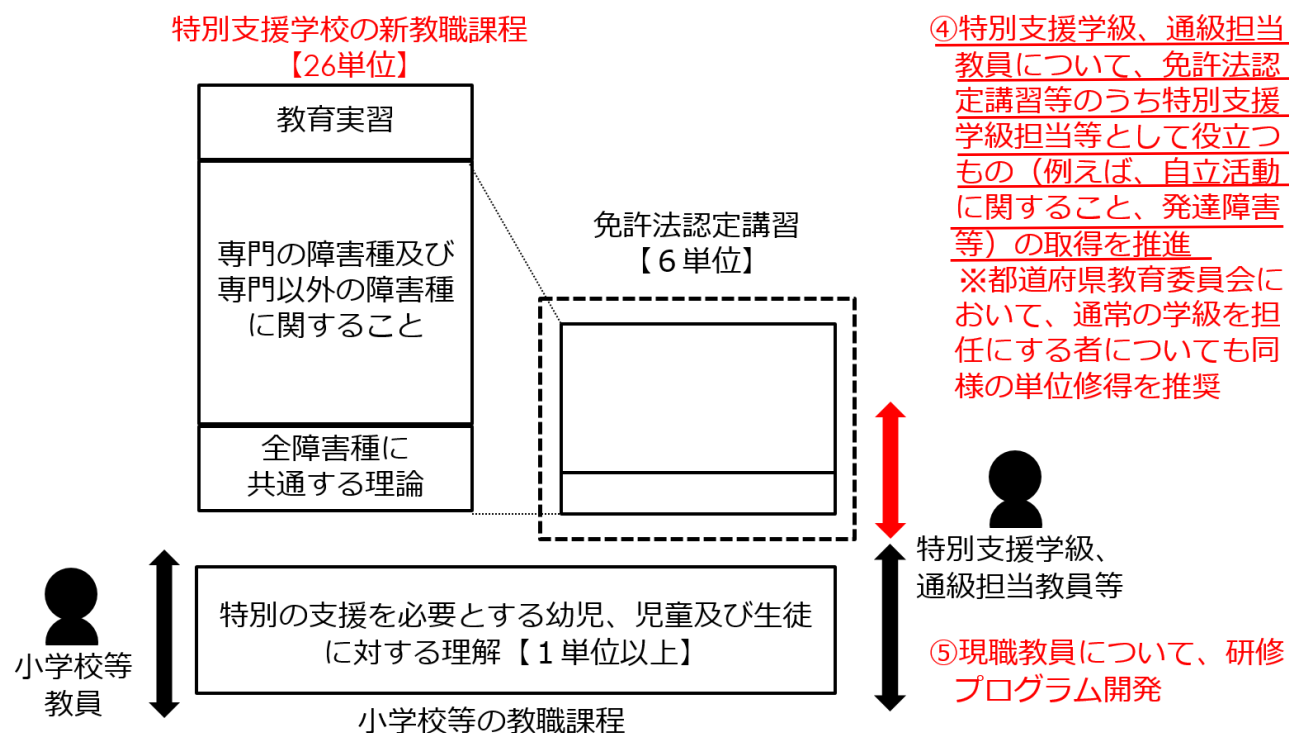
【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（抜粋）】

（３） 特別支援教育を担う教師の専門性向上

②特別支援学級 通級による指導を担当する 教師に求められる特別支援教育に関する専門性

（略）

○また、**現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促す**が必要である。さらに 都道府県教育委員会においては 研修の一環として通常の学級を担当する者に対し 免許法認定講習を活用した単位の修得を推奨することも考えられる。



※教育職員免許法には、都道府県教育委員会（授与権者）が行う検定によって教員免許状を授与する制度がある。本制度を通じて、現在、小学校等の普通免許状保有者が特別支援学校の二種免許状を取得する例が多くがあるが、この場合、①特別支援学校の教員（小学校等の教員を含む）としての勤務証明を要する在職年数3年、②免許法認定講習等において修得を要する単位数6単位が必要であり、都道府県教育委員会等において免許法認定講習等が行われている。

※免許法認定講習等とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習等のこと。

2. 「令和の日本型学校教育」関係

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）
【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿
「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

- 「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
 - 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
 - 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

- ①教師に求められる資質能力の再定義

 - ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力
- ②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

 - ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
 - ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方
- ③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

 - ・①を踏まえた教職課程の見直し
 - ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
 - ・免許状の区分の在り方
 - ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し
- ④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

 - ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
 - ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方
- ⑤教師を支える環境整備

 - ・教師を支える環境整備
 - ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部の設置

令和3年1月19日
文部科学大臣決定

1. 目的

令和2年12月25日の中央教育審議会において示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申素案）」において、令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について検討を行うこととされたことを踏まえ、当面の取組とともに、中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討していくため、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 35人学級を担う教師の確保
- (2) 社会人等多様な人材の活用
- (3) 教職課程の高度化と研修の充実
- (4) 教員免許更新制の在り方
- (5) その他「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保及び質向上を実現するために必要な事項

3. 構成員

本部長	文部科学大臣	副本部長	丸山文部科学審議官
本部員	総合教育政策局長	初等中等教育局長	高等教育局長

4. 幹事会

本部の下に幹事会を設置する。

（幹事）略

5. 庶務

本部及び幹事会の庶務については、初等中等教育局の協力を得て、総合教育政策局がこれを処理する。

6. その他

必要に応じて、上記以外の職員及び有識者の参画を求めることができる。

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討していく。また、既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改正等に文部科学省として取り組み、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。

 35人学級を担う教師の確保

小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化（法改正事項）
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆小学校免許状を取得できる機会の拡大（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における新たな課程の設置を促進する。

教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆教職の魅力の向上に向けた広報の充実（令和2年度以降検討・実施）
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆免許状の有効期限が切れた者の復職の促進（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し（後述）

 社会人等多様な人材の活用

学校現場に参画する多様なルートを確保する。

- ◆試験により小学校の免許状を取得する（令和2年度から実施・検討）
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう小学校教員資格認定試験の見直しを実施。
- ◆民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得する（令和2年度に指針を改訂）
特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆働きながら単位を修得して免許状を取得する（法改正事項）
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう教職特別課程の修業年限を弾力化（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験する（令和2年度より実施）
企業と学校等を繋げ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「学校雇用シェアリンク」を創設・運営する。
- ◆学び直して、学校現場で働く（令和2年度より実施）
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための教育支援プログラムを開発し、実施する。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②



教職課程の高度化と研修の充実

新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する

- ◆ 大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発（令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始）
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要な知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆ 複数の大学が、各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築できる仕組みの創設（令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始）
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。

- ◆ 養成段階において、ICTに特化した科目を新設（令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始）
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆ 大学が自らの課程を見直す仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化（令和2年度に制度改正、令和4年度から実施）
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆ （独）教職員支援機構における研修内容の充実と、オンライン研修の拡充（令和3年度より充実・拡充）
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。
また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。
加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



教員免許更新制の在り方の見直し

必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆ 教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証（令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討）
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」を**一体的に充実**し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「**二項対立**」の**陥穽に陥らず**、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）抜粋－Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

【令和3年1月26日 中央教育審議会】

（１）基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

（２）教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改正等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

（３）多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

（４）教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

（５）教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

今後更に検討を要する事項

「令和の日本型学校教育」の実現を目指していく上では、本答申を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、引き続き状況を注視し、取組を進めていく必要がある。また、**特に 以下に挙げる点については 今後も 改革に向けた検討が重要であるとの指摘がなされており、引き続き検討を深めつつ、方向性が定まったものについては速やかに実施する必要がある。**

- GIGAスクール構想により整備されるICT環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、**個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方**
- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方

また、子供たちの学びは幼稚園から高等学校段階で完結するものではなく、高等教育機関での学びや、実社会で活躍しながらの学び直しといった形で、人生100年時代 において 学び続けることとなる。特に高等教育機関においては、初等中等教育段階における学びとの連続性に鑑み、本答申で述べた「令和の日本型学校教育」の姿や方向性等を踏まえて、高等教育においても自らの可能性を最大限に発揮し、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいけるよう、多様性と柔軟性を持った教育の実現を図ることが重要である。このため、初等中等教育と高等教育とが連携を密にしながら、学校教育全体を俯瞰した改革が進められることを期待する。

3. 教師に求められる資質能力について

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申①

新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（平成9年7月28日 教育職員養成審議会・第1次答申）

1. いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

2. 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

3. 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること

※同答申の原文は長文であるため、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）（平成18年7月11日 中央教育審議会）による概要を掲載

新しい時代の義務教育を創造する（答申）（平成17年10月26日 中央教育審議会）

1. 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことも大切である。

2. 教育の専門家としての確かな力量

「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は、具体的には、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

3. 総合的な人間力

教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など、教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申②

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申) (平成24年8月28日 中央教育審議会)

- (i)教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
- (ii)専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (iii)総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (平成27年12月21日 中央教育審議会)

- ・ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、I C Tの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ・ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) (平成28年12月21日 中央教育審議会)

- ・ これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められる。
- ・ 教員養成においては、資質・能力を育成していくという新しい学習指導要領等の考え方を十分に踏まえ、教職課程における指導内容や方法の見直しを図ることが必要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

(令和3年1月26日 中央教育審議会)

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

【教職員の姿】

- ・ 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- ・ 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- ・ さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方

【基本的な考え方】

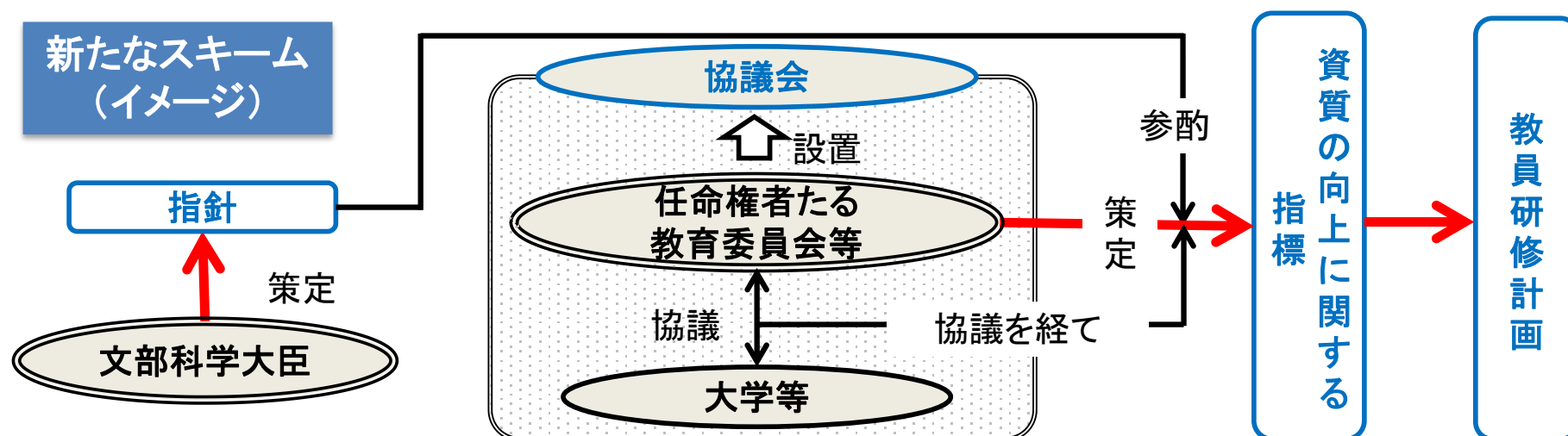
- ・ 教師に求められる資質・能力は、これまでの答申等においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられている。
- ・ AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要となってくると考えられる。
- ・ 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待される。
- ・ 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある。

教員育成指標の全国的整備（教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日施行））

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）により、各地域において教育委員会と大学等との協働により**教員育成指標**（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）及び**教員研修計画**を定める仕組みを創設。

- 文部科学大臣が、教員育成指標を定めるために必要な「**指針**」を策定
- 教員等の任命権者（教育委員会等）が、教育委員会と関係大学等とで構成する「**協議会**」を設置
- 協議会において教員育成指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に
応じてその資質の向上を図るために必要な「**教員育成指標**」を策定
- その教員育成指標を踏まえた「**教員研修計画**」を策定

⇒ こうした枠組みを構築することにより、各地域の課題やニーズに応じた計画的な研修の実施を促進



公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 (平成29年3月31日 文部科学省告示第55号) の概要

1. 背景及び趣旨

2. 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する基本的な事項

- 1 基本理念 -教育基本法その他の関係法令等の理念及び趣旨を十分に踏まえること、幼児、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などといった次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上を図ること等
- 2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点
 - (1) 社会変化の視点 -ICTの発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等
 - (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点 -学校を取り巻く多種多様な課題への対応、多忙化への配慮等
 - (3) 家庭・地域との連携・協働の視点 -保護者、地域住民との連携等
 - (4) 各教員等の成長の視点 -教職生涯を通じた継続的な職能開発等
 - (5) 学校組織の改善の視点 -多様な専門性を持つ人材との連携・分担等

3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

- 1 学校種・教員等の職等の範囲
- 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定
- 3 指標の内容を定める際の観点
 - 倫理観、使命感等の教職に必要な素養、教育方法及び技術、児童生徒理解、児童生徒指導及び教育相談、関係機関との関係構築、学級経営及び学校運営、他の教職員との連携等
- 4 その他

4. その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

- 1 指標の策定に当たって必要とされる手続
 - 協議会における協議、情報公開等
- 2 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等
 - (1) 推進体制
 - (2) 指標の改善及び更新
 - (3) 他の計画等との関係

4. 教員免許の在り方

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状 授与を受けた都道府県内
 - ・臨時免許状

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目) ⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校（自立活動））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

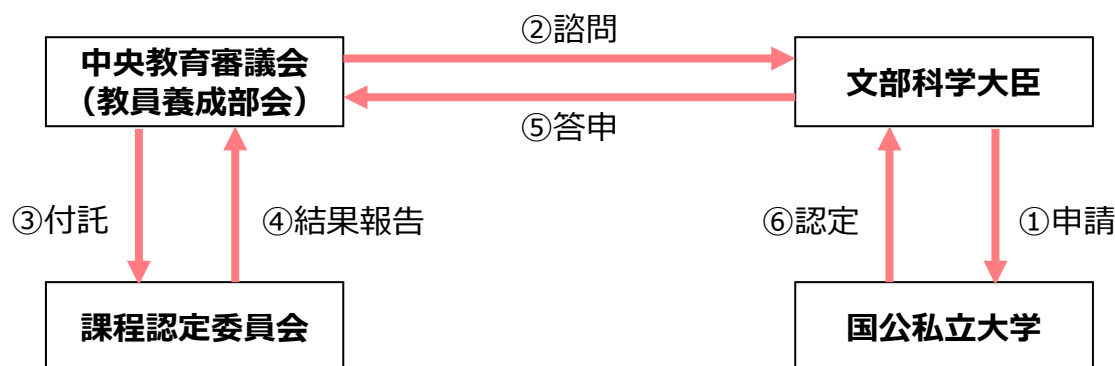
多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得る**ことが必要）。

教職課程の認定（課程認定）制度の概要

- ◆ 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない（教育職員免許法別表第1備考第5号イ）。
- ◆ 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている（教育職員免許法別表第1備考第5号イ）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



（課程認定の審査）

・ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」（教員養成部会決定）等に基づき行われる。

・ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程 ③ 教員組織 ④ 施設・設備 ⑤ 教育実習

教員養成に関する近年の政策動向について

✓平成28年の法改正及び平成29年の省令改正により、学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応するため、**特別支援教育の充実や、ICTを用いた指導法等の内容が新たに盛り込まれた**ところ。

✓教職課程を有する全ての大学等（1,283校）に設置される合計1万9,416課程に上記内容が盛り込まれたことを国において審査・認定し、**平成31年4月より新たな教職課程が始まった**。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（平成27年12月中央教育審議会答申）

教育職員免許法の改正 （平成28年11月）

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教育職員免許法施行規則の改正 （平成29年11月）

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

教職課程に新たに加える内容の例

【単位化】・特別支援教育 ・外国語教育
【必修内容として明確化】・ICTを用いた指導法 ・道徳教育の理論 ・学校体験活動
・チーム学校への対応 ・総合的な学習の時間の指導法 ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校安全への対応 ・学校と地域との連携 ・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの作成 （平成29年11月）

- 教科や学校種によって異なる教職課程のうち、共通性の高い「教職に関する科目」において、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 教職課程の認定を行う際に確認すべき事項として活用（平成30年の全大学の課程認定から活用）
- 教科のうち、英語については特に指導法、専門科目についても作成

教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

全大学の教職課程の審査・認定 （平成30年）

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
教職部分	＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合は6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分	＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

教職課程を有する大学等数

(令和2年4月1日現在)

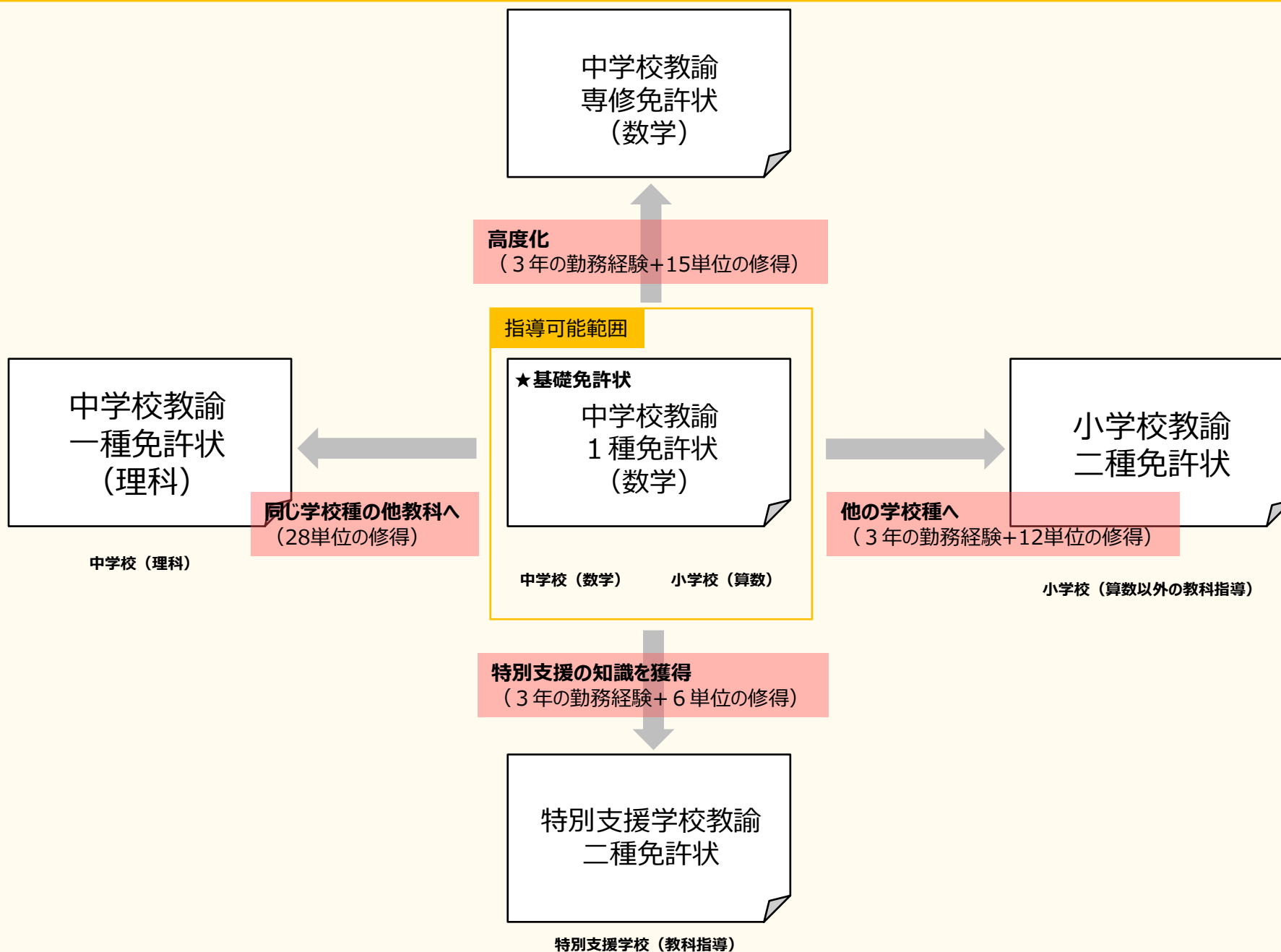
区 分		大学 等数	教職課程を有する 大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等						
					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学 校教諭
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	50
	公立	92	64	69.6%	12	5	44	52	17	21	7
	私立	599	467(24)	75.6%	205(14)	190(14)	402(16)	421(18)	93(4)	116	107(5)
	計	773	607(24)	76.1%	267(14)	247(14)	517(16)	549(18)	131(4)	140	164(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	293	218(8)	70.8%	199(7)	21	36(1)		9	45	2
	計	307	225(8)	69.2%	203(7)	21	39(1)		9	46	2
合計		1,080	832(32)	74.1%	470(21)	268(14)	556(17)	549(18)	140(4)	186	166(5)
大学院	国立	86	77	89.5%	48	53	70	77	31	9	49
	公立	84	38	45.2%	3	3	30	36	6	4	0
	私立	476	294(11)	61.8%	58(5)	72(5)	244(6)	269(9)	25	31	12(1)
	計	646	409(11)	63.3%	109(5)	128(5)	344(6)	382(9)	62	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	12	1	8.3%	0	1	0	0	0	0	0
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	71	31	43.7%	3	7	12	14	1	0	12
専攻科 短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	3	1	33.3%	1	0	0		0	0	0
	私立	91	16	17.6%	11	2	0		5	0	0
	計	94	17	18.1%	12	2	0		5	0	0
(専門 学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

(教育人材政策課作成)

基礎となる免許状をもとにした新たな免許状の取得



普通免許状の授与件数

(平成30年度)

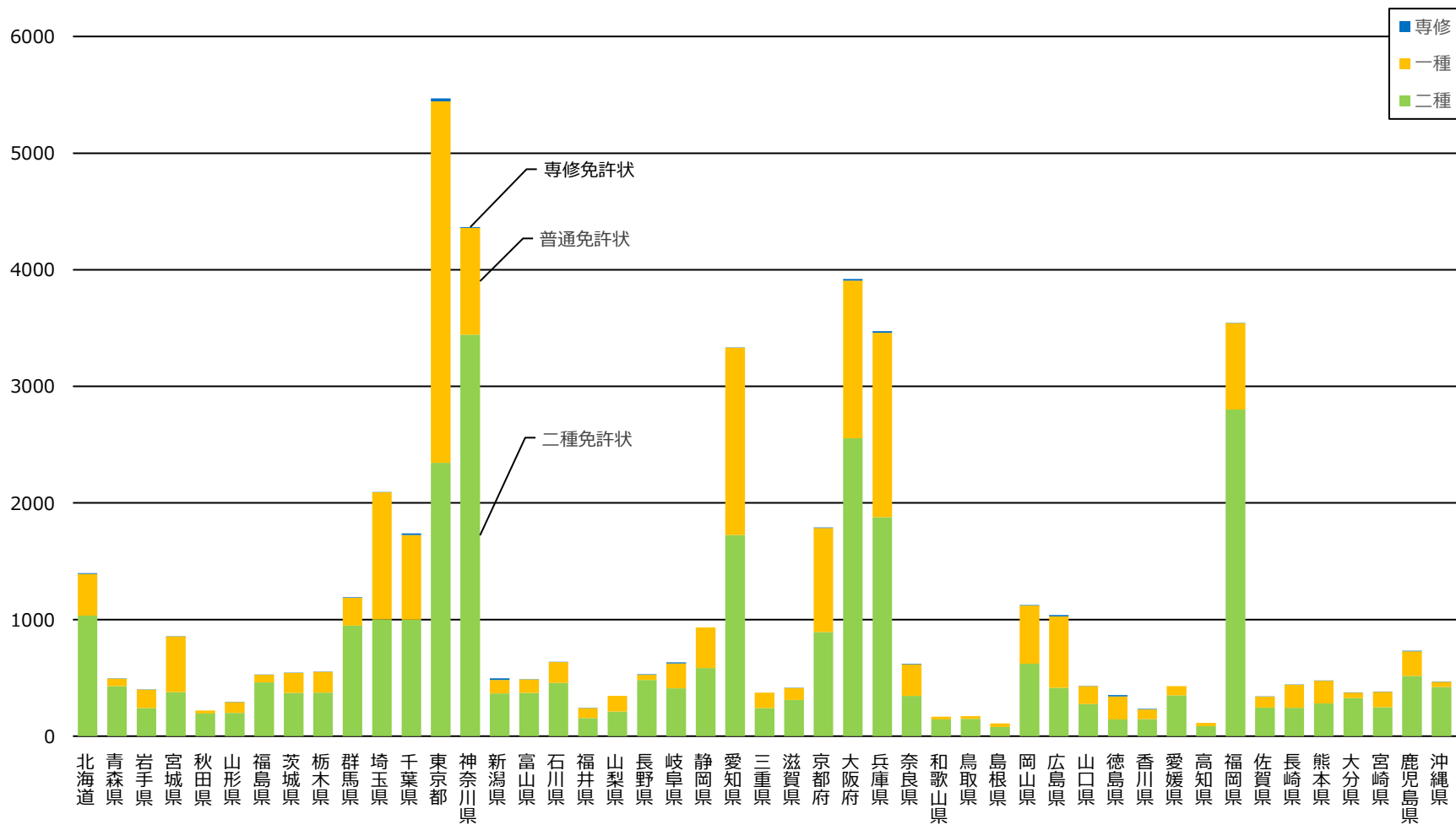
	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	207	18,223	30,892	49,322
小学校	1,587	23,284	3,905	28,786
中学校	4,806	40,667	2,753	48,226
高等学校	5,965	52,470		58,435
特別支援学校	229	5,174	7,886	13,289
養護教諭	90	2,863	1,077	4,030
栄養教諭	12	1,256	654	1,922
特別支援学校自立教科等		37	3	40
合計	12,896	143,984	47,170	204,050

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

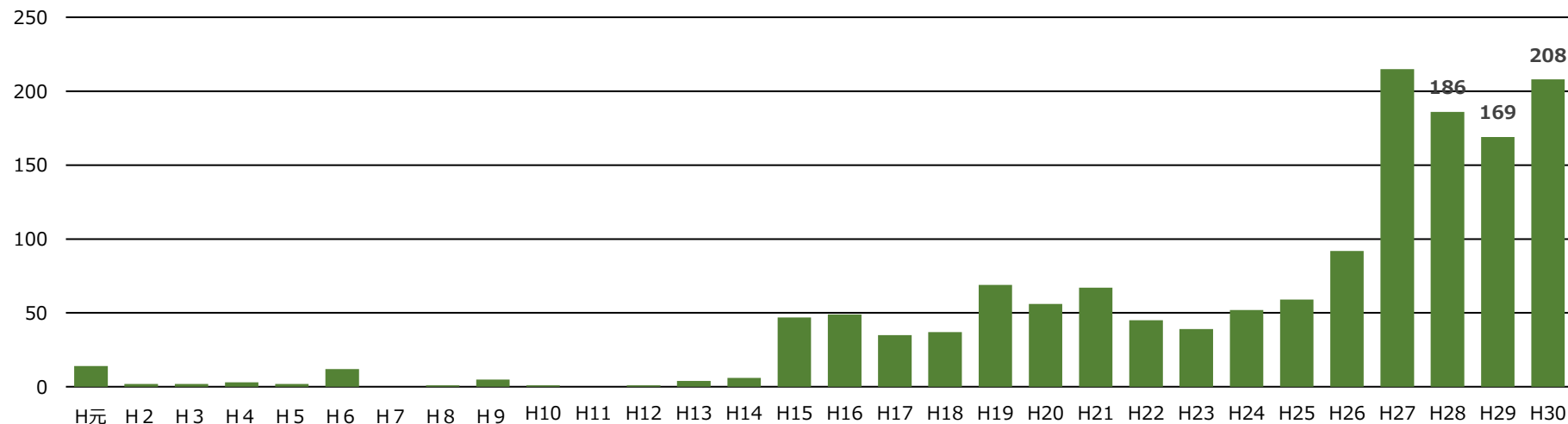
平成30年度教員免許状授与件数①

①幼稚園教諭



(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

特別免許状の授与件数の推移



■ 平成30年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	8	英語（8件）
	私立	5	英語（5件）
中学校	国立	0	
	公立	11	英語（9件） 数学、理科（各1件）
	私立	47	英語（45件） 理科（2件）
高等学校	国立	2	英語（2件）
	公立	48	看護（23件） 英語（13件） 工業（4件） 理科（3件） 福祉（2件） 数学、保健体育、韓国語（各1件）
	私立	75	英語（49件） 看護（13件） 理科（6件） 公民、情報（各2件） 数学、保健体育、福祉（各1件）
特別支援学校	国立	0	
	公立	12	自立活動（12件）
	私立	0	
合計		208	＜特別免許状所持者の主な職歴＞ アスリート（オリンピック等）、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員

➡ **課題** 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂する。

令和3年5月11日公表

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

又は

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

（例）・企業等における英語等による勤務経験
・教科に関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

【その他】

（1）各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。

（2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

（3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

（4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	3,744	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)			3,731	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,999
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,373	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,708	伝統芸能 (能楽師範等)	808	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	683
情報 (プログラマー等)	558	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	543	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	575	製造現場体験 (建築家、大工等)	230
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	238	野外体験活動（農家、造園業等）	503	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	325	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	341
環境教育 (農学研究員、ネイチャーガイド等)	200	朗読 (劇団員、図書館司書等)	175	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	142	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,960

臨時免許状について

◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。
臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

＜授与基準例＞

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆ 授与件数

【総授与件数】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,359	8,578	8,405	8,501	8,963

【平成30年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
145	117	234	207	40	158	99	23	303	252	248	11	0	1,837

【平成30年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
83	82	102	95	66	66	66	18	52	53	25	294
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
228	256	85	146	71	30	68	319	22	41	2,268	

※ 平成30年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許 状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（208件）、小学校（3,934件）、特別支援学校（547件）、養護教諭（152件）及び特別支援学校の自立教科等（17件）の合計値が含まれている。

◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与（東京都）
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与（千葉県、神奈川県）

免許外教科担任制度について

◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

(例) 高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

◆ 許可件数

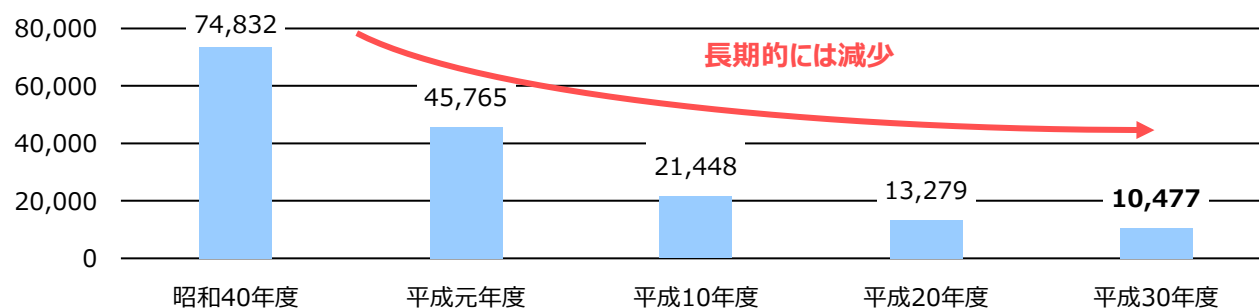
【平成30年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
290	271	387	202	76	914	356	5	2,112	2,067	192	4	0	6,876

【平成30年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
50	239	379	109	78	23	50	49	120	104	6	20
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
151	1,173	155	342	123	109	162	138	13	8	3,601	

【教科別許可件数推移】



◆ 免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

- 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施

等

教員資格認定試験の概要

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条の2 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2(略)

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

現行の実施種目

- (1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)
(3) 特別支援学校教員資格認定試験(特別支援学校自立活動教諭一種免許状。視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・言語障害教育)

受験者数等

年度	小学校				特別支援学校				幼稚園			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
平成29年度	1,114	925	138	14.9%	195	170	20	11.8%	284	277	102	36.8%
平成30年度	1,018	849	112	13.2%	265	249	20	8.0%	102	98	21	21.4%
令和元年度	917	780	248	31.8%	160	144	31	21.5%	88	82	39	47.6%
令和2年度	819	742	167	22.5%	174	160	9	5.6%	26	24	8	33.3%

5. 教員養成大学・学部、教職大学院

国立の教員養成大学・学部及び大学院の近年の政策動向

■平成18年7月 今後の教員養成・免許制度の在り方について(中央教育審議会答申)

- ✓ 研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理し、教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み『教職大学院』制度の創設について提言

■平成24年8月 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(中央教育審議会答申)

- ✓ 教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」の確立の必要性について提言
- ✓ 特に修士レベルについては、教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進することを提言

■平成25年10月 大学院段階の教員養成の改革と充実等について

(教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書)

- ✓ 国立の教員養成系修士課程は原則として、教職大学院に段階的に移行することとし、教職大学院の具体的な在り方について提言

■平成29年8月 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて

(国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書)

- ✓ 「エビデンスに基づいた教員養成機能の質の向上」「法定化された『協議会』を通じた地域との連携」「PDCAサイクルによる教員養成カリキュラムの質保証」「教職大学院の機能拡充」「国立大学法人の第3期中期目標期間中に自らの規模や他大学との連携等について検討し一定の結論をまとめること」等について提言

■令和2年12月 国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点(国立大学法人評価委員会)

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むべきではないか。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むことが必要ではないか。

国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状

1. 教員養成大学・学部

教員養成大学・学部は、教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在44大学44学部(うち単科大学11)が設置されている。

➤ 課程・入学定員(令和3年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
44 大学	10,951 人	1,518 人	12,469 人

※新課程:都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

➤ 設置状況(令和3年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
18 大学	18	24	1,049 人

【博士課程】

教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

➤ 設置状況(令和3年度)

- ❑ 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:36名)
- ❑ 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
- ❑ 単独設置 広島大学(入学定員:50名) ※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況（令和３年度）

(注) []は、教員養成課程入学定員
()は、" 新課程入学定員

琉 球 [1 4 0] (なし)		北海道教育 [7 2 0] (4 6 5)		(注2)山形大学、福島大学については、平成17年4月より、 ①山形大学教育学部は地域教育文化学部（一般学部）に、 ②福島大学教育学部は人間発達文化学類（一般学部）に改組、 教員の養成は課程認定を受けた学科において引き続きを行う こととなった。				弘 前 [1 6 0] (なし)		
(注1)島根大学、鳥取大学については、平成16年4月より、 ①島根大学教育学部は、教育学部として教員の計画養成を強化、 ②鳥取大学教育地域科学部は、地域学部（一般学部）に改組し、 役割分担を行った。		(注3)富山大学については、平成18年4月より、 人間発達科学部に改組し、教員の養成は課程認定を 受けた学科において引き続き行うこととなった。				秋 田 [1 1 0] (1 0 0)		岩 手 [1 6 0] (なし)		
福岡教育 [6 1 5] (なし)		山 口 [1 8 0] (なし)	島根 ^(注1) [1 3 0] (なし)	鳥取 ^(注1) なし	福 井 [1 0 0] (なし)	金 沢 [8 5] (なし)	富山 ^(注3) なし	新 潟 [1 8 0] (なし)	山形 ^(注2) なし	宮城教育 [3 4 5] (なし)
								福島 ^(注2) なし		
長 崎 [1 8 0] (なし)	佐 賀 [1 2 0] (なし)	広 島 [1 5 7] (2 8 8)	岡 山 [2 8 0] (なし)	兵庫教育 [1 6 0] (なし)	京都教育 [3 0 0] (なし)	滋 賀 [2 3 0] なし	上越教育 [1 6 0] (なし)	群 馬 [1 9 0] (なし)	宇都宮 [1 7 0] (なし)	茨 城 [2 7 5] (なし)
熊 本 [2 3 0] (なし)	大 分 [1 3 5] (なし)			大阪教育 [5 5 0] (3 5 0)		奈良教育 [2 5 5] (なし)	信 州 [2 4 0] (なし)	山 梨 [1 2 5] (なし)	埼 玉 [3 8 0] (なし)	千 葉 [3 9 0] (なし)
鹿児島 [1 9 0] (なし)	宮 崎 [1 2 0] (なし)	愛 媛 [1 6 0] (なし)	香 川 [1 6 0] (なし)			岐 阜 [2 2 0] (なし)		静 岡 [3 0 0] (なし)	東京学芸 [8 2 5] (1 8 5)	
		高 知 [1 3 0] (なし)	鳴門教育 [1 0 0] (なし)	和歌山 [1 6 5] (なし)		三 重 [2 0 0] (なし)	愛知教育 [7 2 9] (1 3 0)		横浜国立 [2 0 0] (なし)	

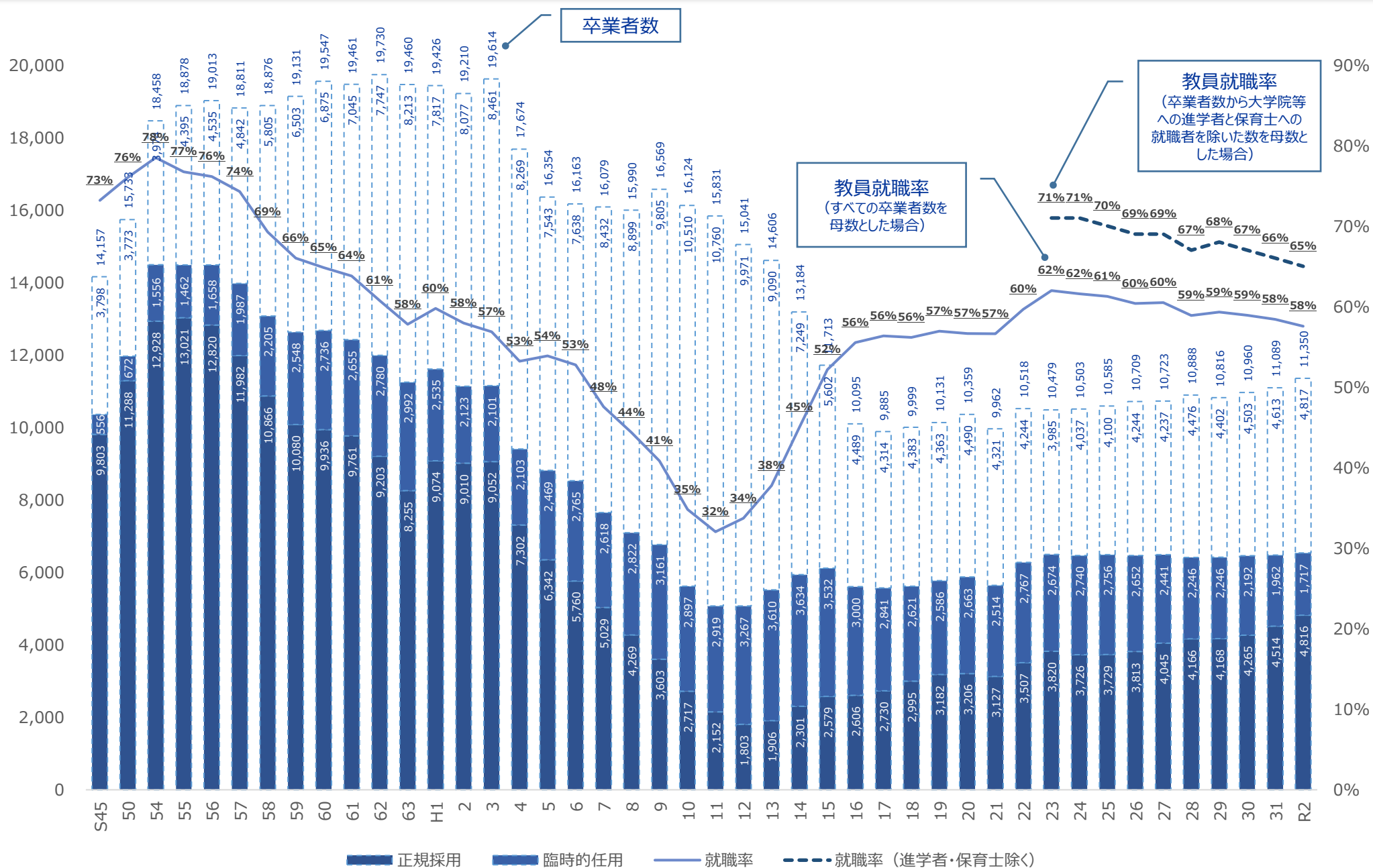
国立の教員養成大学・学部の就職状況

○過去5年間では、人数、割合共に「正規採用者」及び「教員・保育士以外への就職者」が増加する一方、「臨時的任用」及び「未就職者」は減少傾向

	就職者					大学院等への進学者	未就職者	卒業者	卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数
	教員就職者			保育士への就職者	教員・保育士以外への就職者				
	うち正規採用	うち臨時的任用							
R2.3 卒業者	6,533 (64.4%)	4,816 (47.4%)	1,717 (16.9%)	199	3,135 (30.9%)	1,000	483 (4.8%)	11,350	10,151 (100%)
H31.3 卒業者	6,476 (65.7%)	4,514 (45.8%)	1,962 (19.9%)	180	2,840 (28.8%)	1,058	535 (5.4%)	11,089	9,851 (100%)
H30.3 卒業者	6,457 (67.0%)	4,265 (44.2%)	2,192 (22.7%)	158	2,688 (27.9%)	1,162	495 (5.1%)	10,960	9,640 (100%)
H29.3 卒業者	6,414 (67.5%)	4,168 (43.9%)	2,246 (23.6%)	155	2,438 (25.7%)	1,163	646 (6.8%)	10,816	9,498 (100%)
H28.3 卒業者	6,413 (67.4%)	4,167 (43.8%)	2,246 (23.6%)	153	2,341 (24.6%)	1,223	758 (8.0%)	10,888	9,512 (100%)

※括弧内の割合は卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数としたもの

国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。

（平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	4 5 単位以上 （うち 1 0 単位以上は学校等での実習）	3 0 単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4 割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

3. 現状

- ① 設置大学数【令和3年度】： 54大学（国立大学47校、私立大学7校）
- ② 教員就職率（※）【令和2年3月修了者】： 95. 5%
（参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率：64. 4%（令和2年3月卒業者）
国立教員養成大学・修士課程の修了者の教員就職率：54. 2%（令和2年3月修了者）
（※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和3年度】： 78. 6%（前年度より2. 4%減）
- ④ 志願者数【令和3年度】： 2, 336人（前年度より99人増）
- ⑤ 入学者数【令和3年度】： 1, 927人（前年度より104人増）
（現職教員：793人（41%）学部新卒学生等：1, 134人（59%））

全国の教職大学院の設置状況（令和3年度）

国立大学: 47大学(入学定員2,248人)
 私立大学: 7大学(同 205人)
 合 計 54大学(同 2,453人)
 * 46都道府県で設置
 大学名の下の()は入学定員

北海道教育
(80)

弘前
(18)

秋田
(20)

岩手
(16)

山形
(20)

宮城教育
(52)

上越教育
(170)
新潟
(20)

福島
(16)

茨城
(43)

宇都宮
(18)

千葉
(20)
聖徳
(15)

埼玉
(52)

東京学芸(210)
 創価(25)
 玉川(20)
 帝京(30)
 早稲田(60)

富山
(14)

群馬
(20)

横浜国立
(60)

金沢
(15)

信州
(30)

山梨
(38)

福井
(60)

滋賀
(35)

岐阜
(25)

静岡(45)
 常葉(20)

京都教育
(60)
 立命館
(35)

奈良教育
(25)

愛知教育
(120)

三重
(25)

兵庫教育
(155)

大阪教育
(150)

和歌山
(30)

(鳥取)
 ※鳥根大
 で養成

岡山
(45)

島根
(20)

広島
(30)

山口
(28)

愛媛
(40)

香川
(20)

高知
(15)

鳴門教育
(180)

佐賀
(20)

長崎
(28)

熊本
(30)

福岡教育
(50)

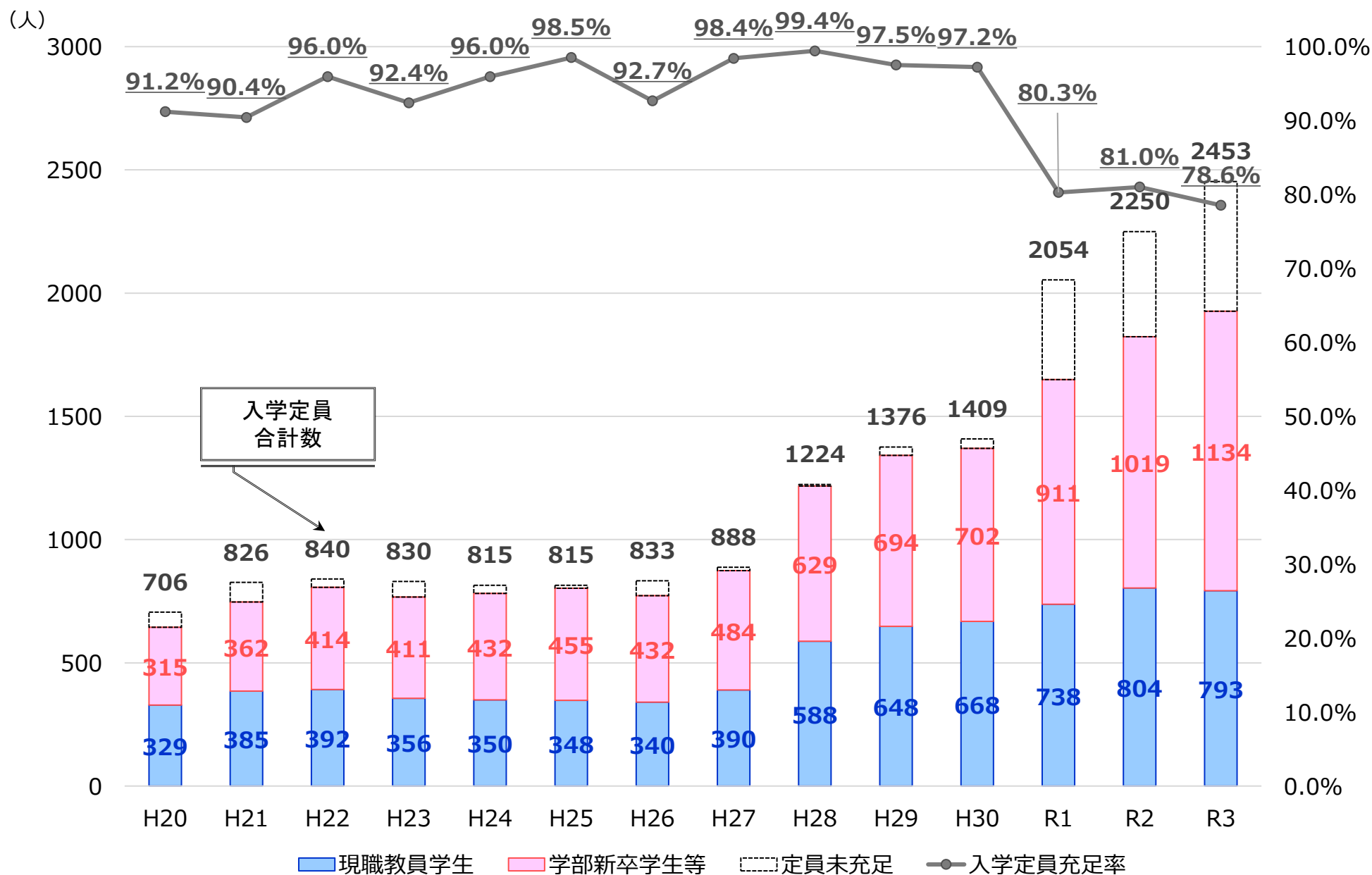
大分
(20)

宮崎
(20)

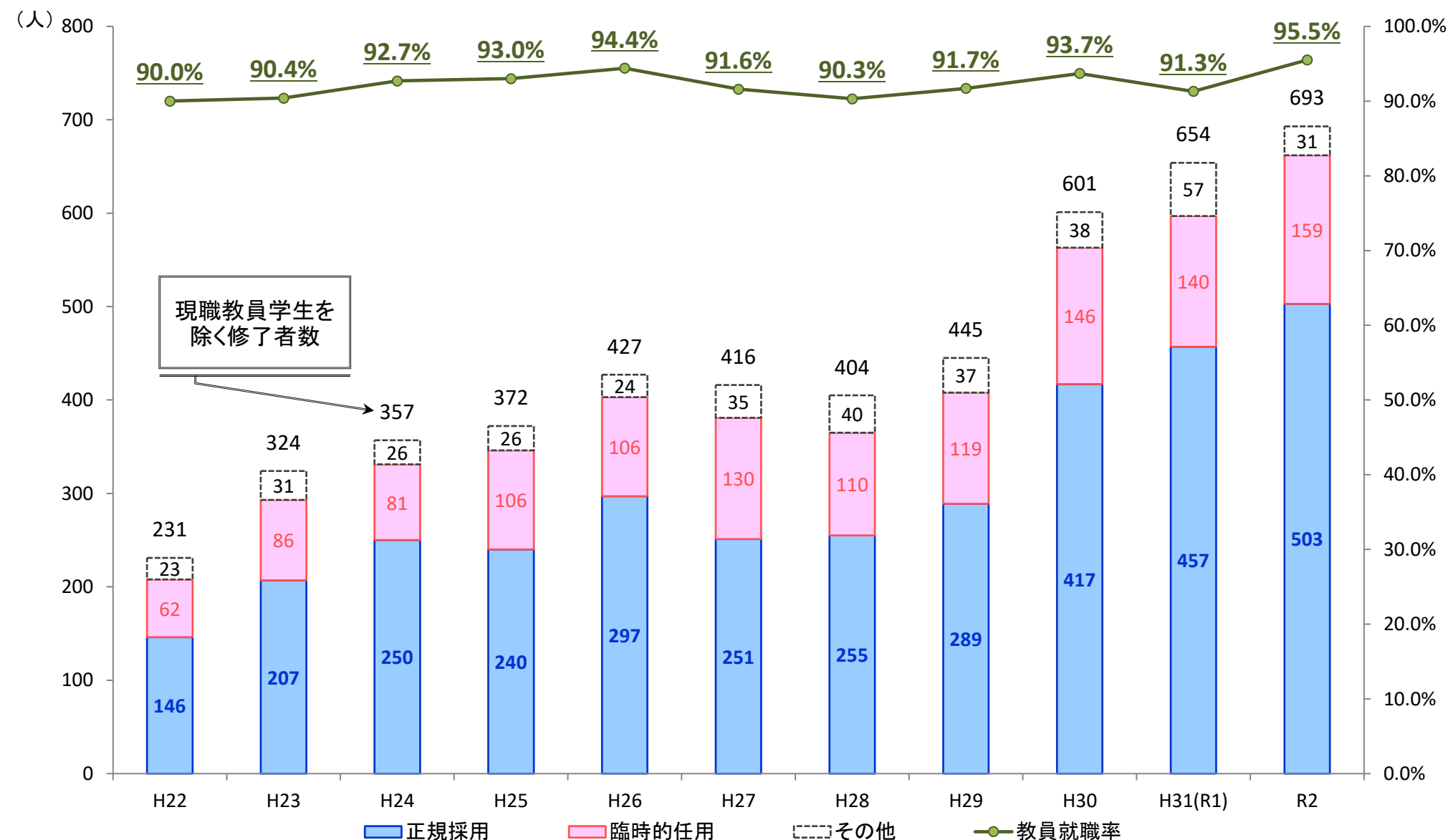
鹿児島
(20)

琉球
(20)

国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移



教職大学院修了者の教員就職状況



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援の各学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

国立の教員養成大学・学部・大学院の取組事例

【宇都宮大学・群馬大学】

全国初の共同教育学部の開設

- 今後教員需要が減少していくことが想定される中で、社会ニーズに応える質の高い教員養成教育を継続して実施していくため、2020年、群馬大学と宇都宮大学は全国初の「共同教育学部」をスタートさせた。
- 共同教育学部となることによって、大学4年間の授業の40%ほどが両大学の「相互乗り入れ」によって行われる。両大学の強みを生かしたカリキュラム・授業構成が可能となり質の高い教員養成が実現できるだけでなく、情報化社会やグローバル化への対応が可能になるなどの相乗効果が期待される。
- また、特別支援学校教諭免許については、全国でも数少ない5領域全てをカバーする学部となり、多様な教員免許を取得できる体制が整っている。



特別支援学校教諭免許状（一種免許状）のうち、 視覚障害領域・聴覚障害領域を有する教職課程大学数（令和2年度）

視覚障害領域

11大学（国立：10、私立：1）

- ・宮城教育大学
- ・筑波大学
- ・宇都宮大学
- ・群馬大学
- ・帝京平成大学
- ・上越教育大学
- ・愛知教育大学
- ・大阪教育大学
- ・兵庫教育大学
- ・広島大学
- ・福岡教育大学

聴覚障害領域

20大学（国立：16大学、私立：4大学）

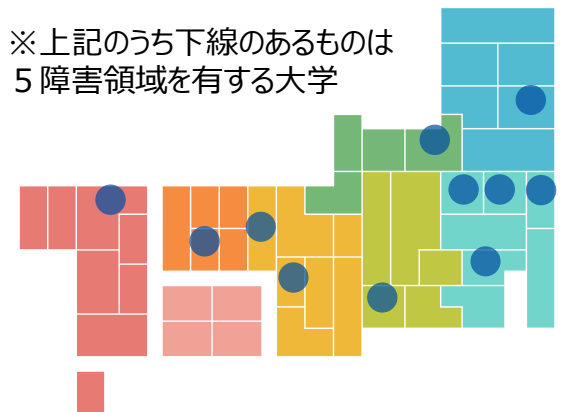
- | | |
|-----------|-----------|
| ・宮城教育大学 | ・金沢大学 |
| ・東北福祉大学 | ・岐阜大学 |
| ・筑波大学 | ・愛知教育大学 |
| ・宇都宮大学 | ・京都大学 |
| ・群馬大学 | ・大阪教育大学 |
| ・東京学芸大学 | ・兵庫教育大学 |
| ・帝京平成大学 | ・広島大学 |
| ・日本社会事業大学 | ・愛媛大学 |
| ・横浜国立大学 | ・川崎医療福祉大学 |
| ・上越教育大学 | ・福岡教育大学 |

（参考）都宮大学・群馬大学共同教育学部（令和2年度設置）

宇都宮大学と群馬大学が共同で教育学部を設置し、両方の大学で5領域（知的障害者・肢体不自由者・病弱者・聴覚障害者・視覚障害者）の免許取得が可能となった。

（従来は、宇都宮大学では聴覚障害者・視覚障害者、群馬大学では視覚障害者の領域が設置されていなかった）。

※上記のうち下線のあるものは
5障害領域を有する大学



特別支援学校教諭免許状の課程認定を有する大学一覧（令和2年4月時点）

※（ ）内は専攻・学科数

1. 専修免許状（大学院修士課程卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	10 (10)	0	0	10 (10)
聴覚障害	10 (14)	0	1 (1)	11 (15)
知的障害	50 (61)	0	11 (11)	61 (72)
肢体不自由	47 (57)	0	10 (10)	57 (67)
病弱	46 (56)	0	10 (10)	56 (66)
計	163 (195)	0	32 (32)	195 (227)

2. 一種免許状（大学卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	10 (16)	0	1 (1)	11 (17)
聴覚障害	16 (28)	0	4 (5)	20 (33)
知的障害	52 (78)	7 (8)	103 (111)	162 (197)
肢体不自由	51 (76)	7 (8)	99 (107)	157 (191)
病弱	48 (73)	7 (8)	97 (104)	152 (185)
計	177 (271)	21 (24)	304 (327)	502 (623)

3. 二種免許状（短期大学卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0
知的障害	0	0	2 (2)	2 (2)
肢体不自由	0	0	2 (2)	2 (2)
病弱	0	0	2 (2)	2 (2)
計	0	0	6 (6)	6 (6)

4. 通信課程（一種免許状） ※二種免許状は該当なし

	国立	公立	私立	計
視覚障害	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0
知的障害	0	0	6 (6)	6 (6)
肢体不自由	0	0	5 (5)	5 (5)
病弱	0	0	5 (5)	5 (5)
計	0	0	16 (16)	16 (16)

6. その他（関連データ、特別支援教育関連資料等）

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

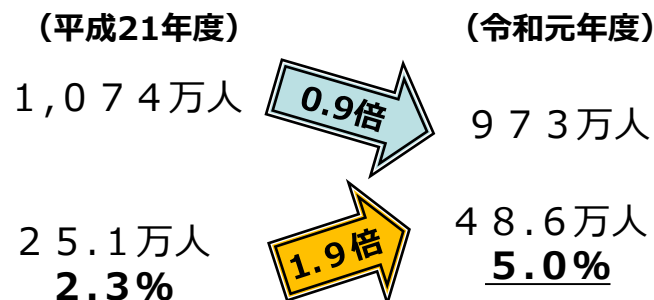
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症・情緒障害 (約151,100人) 合計：約302,500人 (平成22年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部：約 1,300人 小学部：約46,300人 中学部：約30,600人 高等部：約66,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8%	小学校：約218,000人 中学校：約 84,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.1%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度現在) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級 6人 【高】 1学級 8人 ※重複障害の場合、1学級 3人	1学級 8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週 1～8 コマ以内 【高】年間 7 単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数



特別支援教育を受ける児童生徒数

特別支援学校

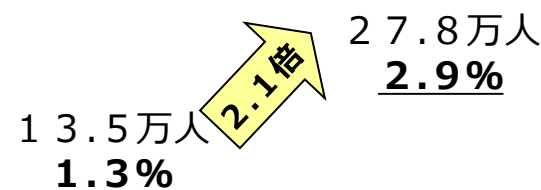
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害



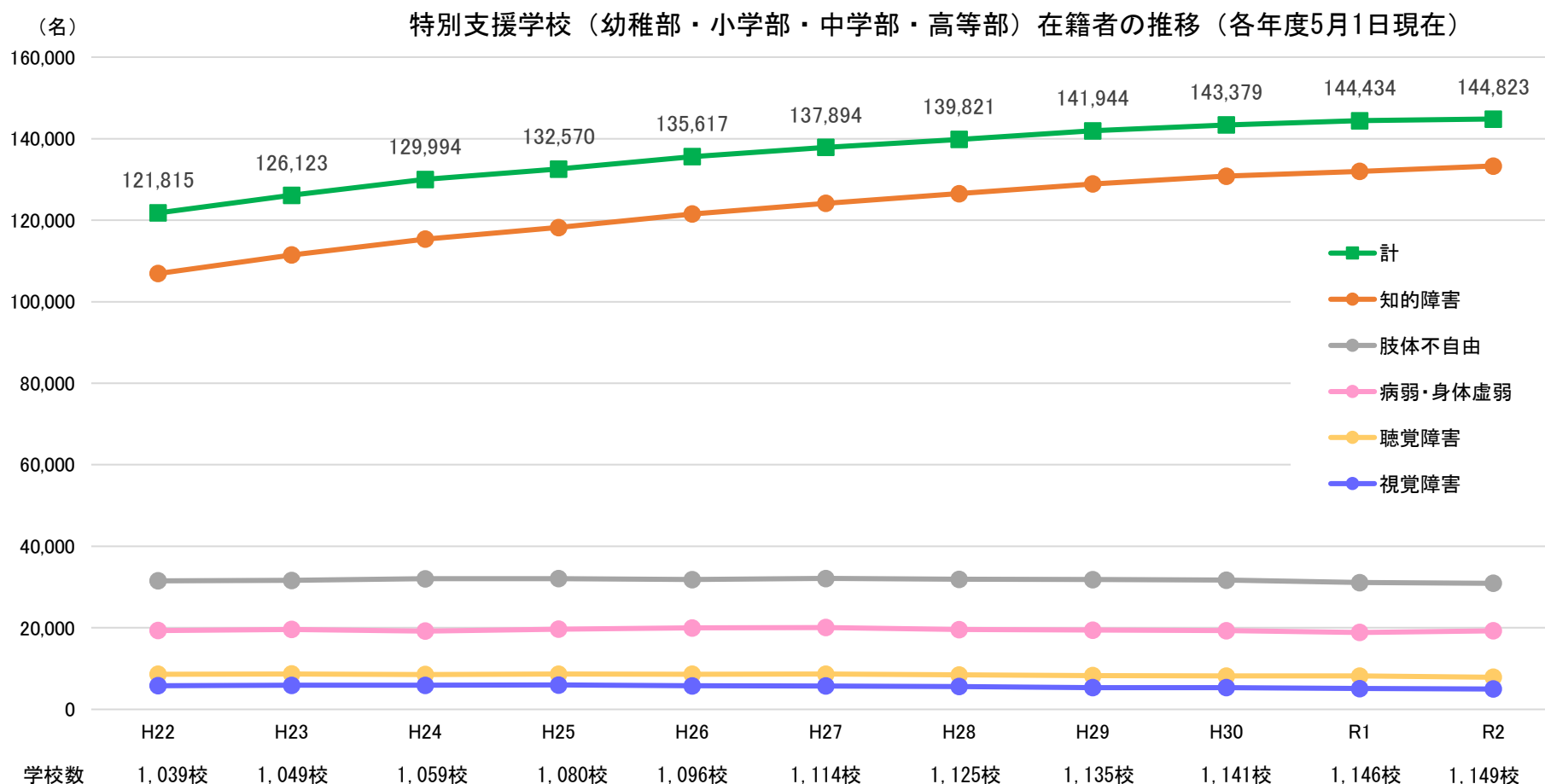
通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



※平成21年度は公立のみ

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数・学級数



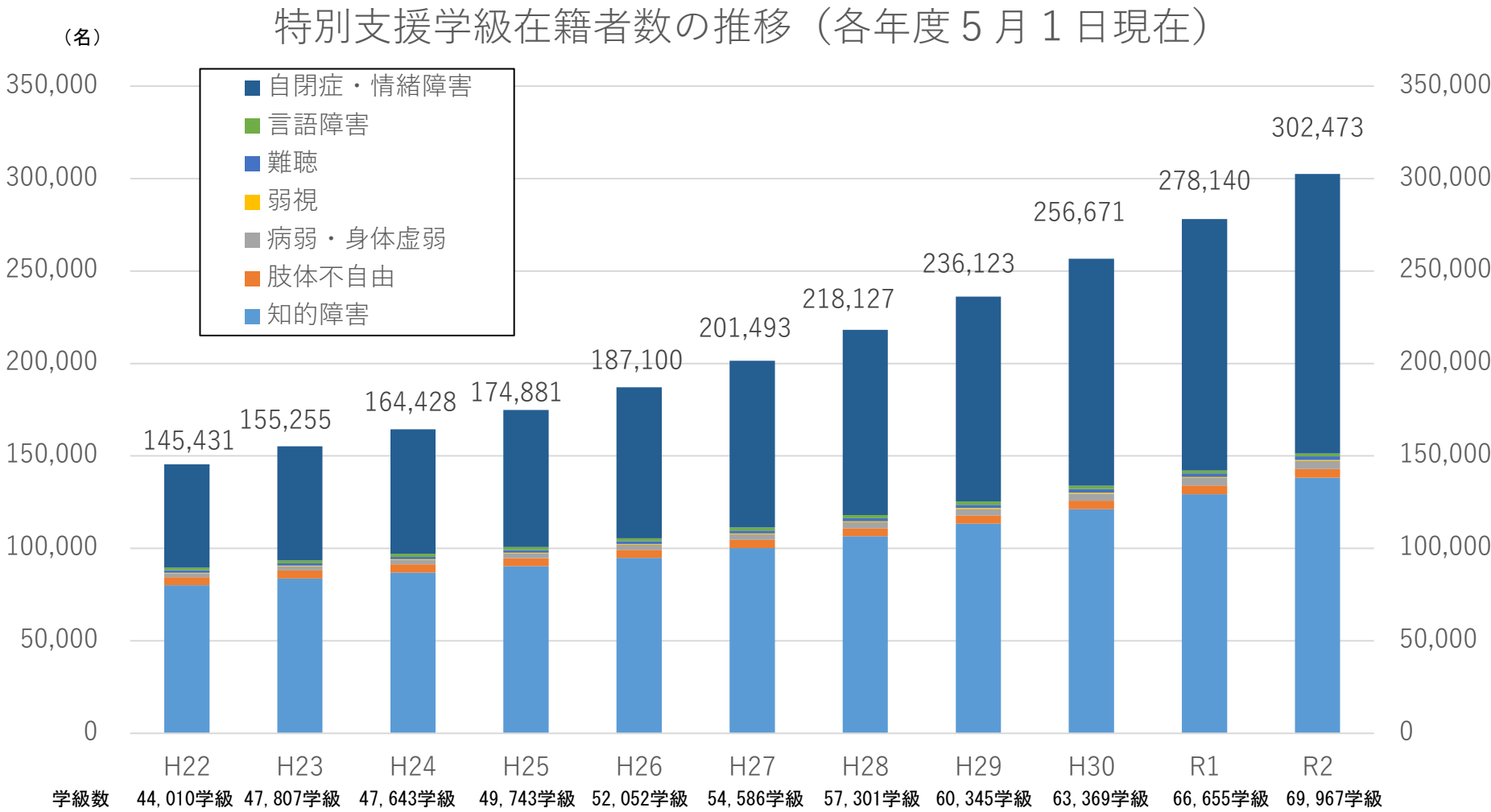
【令和2年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281
学級数	2,117	2,789	31,799	12,284	7,653	56,642

（出典）学校基本統計

※表の学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、グラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数



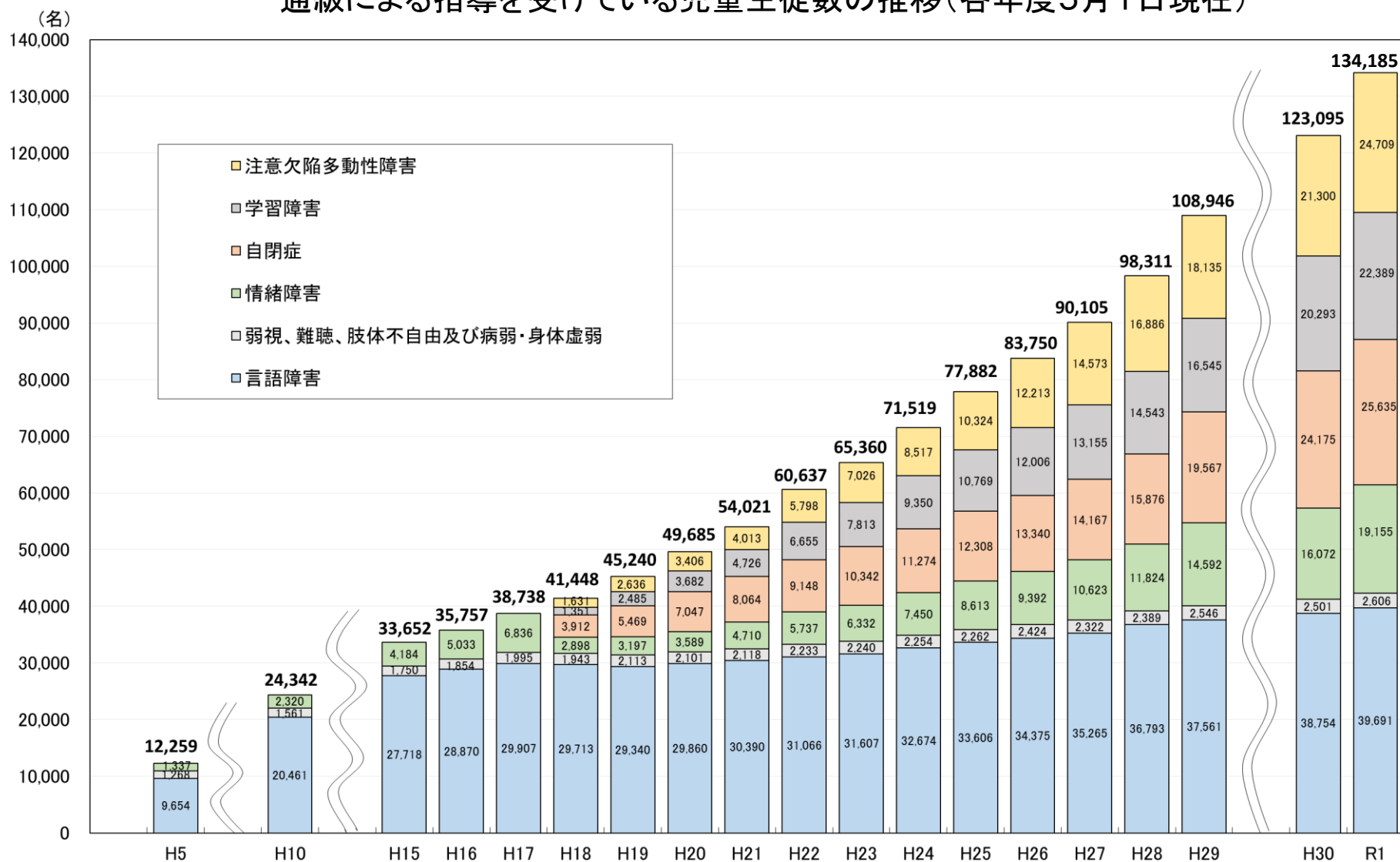
【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	30,212	3,192	2,708	561	1,332	715	31,227	69,947
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

（出典）学校基本統計

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）



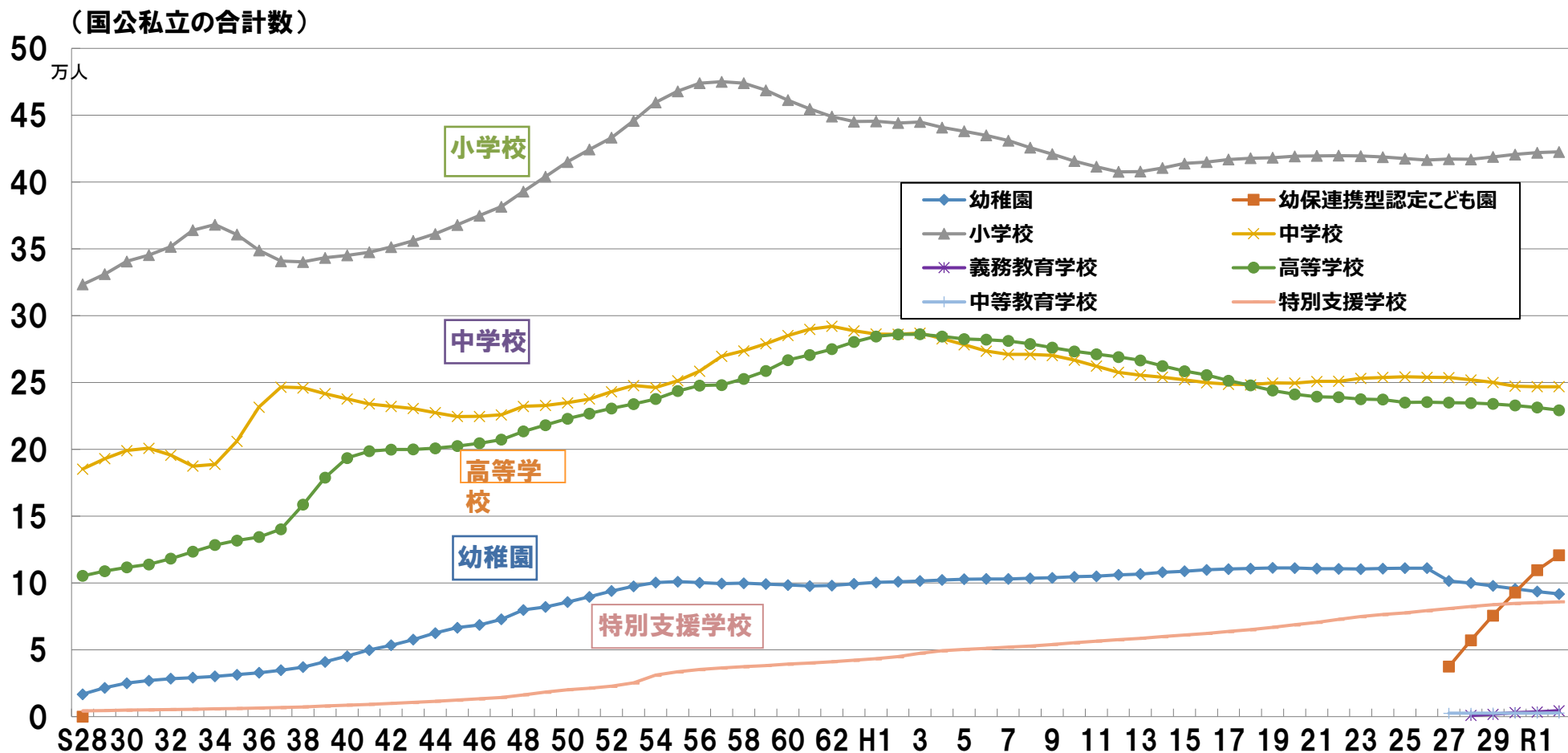
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

教員数の推移

令和2年度の教員数（万人）

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
9.2	12.1	42.3	24.7	0.4	22.9	0.3	8.6



*特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(令和2年度)」

学校種別教員数

(令和2年5月1日現在)

	総数		国立		公立		私立	
		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考
幼稚園	91,785	93,579	357	351	16,685	17,866	74,743	75,362
			0.4%	0.4%	18.2%	19.1%	81.4%	80.5%
幼保連携型認定 こども園	120,785	109,515	—	—	13,914	12,473	106,871	97,042
			—	—	11.5%	11.4%	88.5%	88.6%
小学校	422,554	421,935	1,746	1,771	415,467	414,901	5,341	5,263
			0.4%	0.4%	98.3%	98.3%	1.3%	1.2%
中学校	246,814	246,825	1,556	1,578	229,731	229,895	15,527	15,352
			0.6%	0.6%	93.1%	93.1%	6.3%	6.2%
義務教育学校	4,486	3,520	197	142	4,270	3,378	19	—
			4.4%	4.0%	95.2%	96.0%	0.4%	—
高等学校	234,569	236,199	569	569	167,771	169,972	66,229	65,658
			0.2%	0.2%	71.5%	72.0%	28.2%	27.8%
中等教育学校	2,683	2,642	193	194	1,800	1,760	690	688
			7.2%	7.3%	67.1%	66.6%	25.7%	26.0%
特別支援学校	85,933	85,336	1,517	1,528	84,112	83,507	304	301
			1.8%	1.8%	97.9%	97.9%	0.4%	0.4%
合計	1,209,609	1,199,551	6,135	6,133	933,750	933,752	269,724	259,666

※ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。

※ 高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

出典：学校基本統計（令和2年度）

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

(令和元年9月6日設置)



趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理し**、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場
等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松学舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

(◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について（令和2年3月）」を踏まえた取組の推進

「障害のある子供の教育支援の手引」 （概要）

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前から教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能

3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(抜粋)】

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援)

- 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。
- その際、例えば、
 - ・特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学びの場の判断について、教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討すること。その際、引き続き、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
 - ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた専門的助言等を行うこと
 - ・特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度等を参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること
 - ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の在り方について検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家等の参加も考えられること
 - ・特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうること等を示すことが考えられる。
- これらに加え、今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や期間と連携しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法などの関連する法制度等、関連する幅広い内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。

【教育支援資料】

各市町村教育委員会において就学手続に携わる者が、手続きの趣旨や内容について十分に理解し、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援を行うための参考資料。文部科学省において、平成25年10月に発行。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

（4）特別支援学級と通級による指導について

① 特別支援学級と通級による指導等との関係について

（略）なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、過当に換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっている。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、過当に8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。

② 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要である。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要である。

また、教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。

このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

なお、実施に当たっては、特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら、実施する必要がある、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。（略）

7 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

（3）就学先の決定

（略）より広域的な観点では、市区町村ごとに、就学先についての判断や考え方に基づきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして判断の客観性を確保することが必要である。

8 都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備

（略）地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学び場の判断について、十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。都道府県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、本手引に記載の内容や、域内の各市区町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の指導・助言を行うとともに、就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことが求められる。

特別支援教育コーディネーターについて

特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員で、校長が指名する。
特別支援教育関係の専門スタッフとの連絡調整や校内委員会の企画・運営を行う。

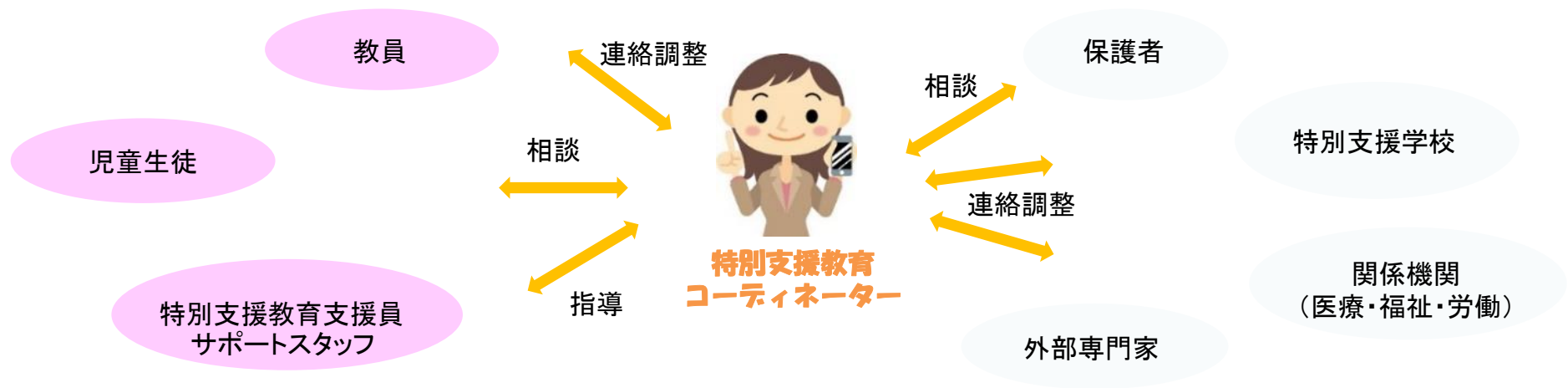
<特別支援教育の推進について(平成19年4月1日文部科学省初等中等教育局長通知)>

(3)特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。



<特別支援教育コーディネーター指名率> (国公立 幼小中高 集計)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
指名率	85.3%	86.2%	86.8%	87.1%	87.4%	87.1%	86.6%	86.7%	84.9%

○平成30年度の学校種別の指名率:

幼稚園 61.9%
小学校 99.2%
中学校 95.2%
高等学校 83.8%

特別支援教育体制整備状況調査より。毎年度9月1日時点。平成30年度より隔年で調査

特別支援教育コーディネーターに関する記載について①

○小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（平成16年1月、文部科学省）

3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

校内の関係者や関係機関との連携調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者を校務分掌に明確に位置付けます。

（1）特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。具体的には次のような活動が考えられます。

〈校内における役割〉

○校内委員会のための情報の収集・準備 ○担任への支援 ○校内研修の企画・運営

〈外部の関係機関との連絡調整などの役割〉

○関係機関の情報収集・整理 ○専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整 ○専門家チーム、巡回相談員との連携

〈保護者に対する相談窓口〉

（2）指名に当たっての配慮事項

コーディネーターには、学校全体、そして地域の盲・聾・養護学校や関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量をもった人材を選ぶようにすることが望ましいといえます。各学校の実情に応じて、教頭、教務主任、生徒指導主事等を指名する場合や養護教諭、教育相談担当者を指名する場合、特殊学級や通級指導教室の担当教員を指名する場合など様々な場合が考えられます。国立特殊教育総合研究所や各教育委員会等のコーディネーター養成研修に積極的に参加させ、校内でも計画的に準備を始めることが大切です。

（3）校務分掌での位置付け

特別支援教育コーディネーターの校務分掌上の位置付けは、各学校においてコーディネーターが担う役割や校務分掌組織のつくり方によって異なってくることが予想されます。校内委員会の役割の一つとして位置付ける場合のほか、既存の生活指導部や教育相談部等の組織に位置付ける場合等、各学校の実情によりさまざまに考えられます。各学校の校長の判断で、最も実情に即した位置付けをしていくことが求められます。

なお、例えば、平成15年5月の文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対応の在り方」により、各学校には不登校対応のコーディネーター的な役割を担う者を位置付けることが求められていますが、特別支援教育コーディネーターと不登校対応のコーディネーターについては、それぞれの役割が重なり合う場合も考えられることから、相互に連携を図ることが大切です。また、学校の実態等に応じ、双方の役割を担うコーディネーターの指名も考えられるでしょう。

○「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知）

（1）特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。